

平成 27 年 3 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成27年 3 月 6 日（金）

平成27年 3 月 9 日（月）

平成27年 3 月10日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成27年 3 月 6 日（金）	5 頁
平成27年 3 月 9 日（月）	103頁
平成27年 3 月10日（火）	127頁

平成 27 年 3 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 6 日（金）	開会 審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 2 号、議案乙第 3 号 議案乙第 9 号、議案乙第 10 号、議案乙第 11 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	3 月 9 日（月）	市民福祉部関係議案審査 議案甲第 1 号、議案甲第 5 号、議案甲第 6 号 議案甲第 7 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 10 日（火）	現地視察 弥生が丘まちづくり推進センター 議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 2 号、議案乙第 3 号 議案乙第 9 号、議案乙第 10 号、議案乙第 11 号 議案甲第 1 号、議案甲第 5 号、議案甲第 6 号 議案甲第 7 号 〔総括、採決〕 報 告（市民福祉部税務課、国保年金課） 鳥栖市税条例の一部を改正する条例（案）の概要 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要 〔説明、質疑〕 閉会

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成27年3月3日付託〕

議案乙第1号	平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）	〔可決〕
議案乙第2号	平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	〔可決〕
議案乙第3号	平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〔可決〕
議案乙第9号	平成27年度鳥栖市一般会計予算	〔可決〕
議案乙第10号	平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	〔可決〕
議案乙第11号	平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	〔可決〕
議案甲第1号	鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第5号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第6号	鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例 の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第7号	鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例	〔可決〕

〔平成27年3月10日 委員会議決〕

2 報 告

鳥栖市税条例の一部を改正する条例（案）の概要（市民福祉部税務課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要（市民福祉部国保年金課）

平成27年 3 月 6 日（金）

1 出席委員氏名

委員 長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市 民 福 祉 部 長 篠原 久子

市 民 協 働 推 進 課 長 村山 一成

〃 地 域 づ く り 係 長 犬丸 章宏

〃 参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

〃 男 女 参 画 国 際 交 流 係 長 下川 有美

市 民 課 長 塚本 静一

〃 課 長 補 佐 兼 整 備 係 長 徳渕 悦子

〃 市 民 係 長 佐々木利博

国 保 年 金 課 長 林 吉治

〃 課 長 補 佐 兼 健 康 保 険 係 長 吉田 秀利

〃 年 金 保 険 係 長 山内 一哲

国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 主 査 原 裕人

税 務 課 長 平塚 俊範

〃 管 理 収 納 係 長 有馬 秀雄

〃 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長 久保 雅稔

〃 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

社 会 福 祉 課 参 事 松隈 義和

〃 地 域 福 祉 係 長 高松 隆次

〃 課 長 補 佐 兼 高 齢 者 福 祉 係 長 吉田 忠典

〃 障害者福祉係長兼障害児通園施設園長	緒方 守
こども育成課長	江寄 充伸
鳥栖いづみ園長	西村 洋子
こども育成課子育て支援係長	田中 大介
市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長	内田 幸男
健康増進課参事兼課長補佐	坂井 浩子
〃 保康予防係長	白山 淳子
〃 健康づくり係長	名和 麻美

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第1号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案乙第3号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案乙第9号 平成27年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 55 分

古賀和仁委員長

~~~~~

古賀和仁委員長

飛松妙子委員

もし可能であれば、福祉関係の医療、医療じゃなかった、高齢者福祉関係の現場を見させていただければと思うんですけども。



詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

す。

次に、項２．固定資産税、目１．固定資産税、節１．現年課税分につきましては、調定見込み増による額を計上いたしております。また、節２．滞納繰越分につきましては、徴収見込み減による額を計上いたしております。

２ページをお願いいたします。

項３．軽自動車税、目１．軽自動車税につきましては、調定見込み増による額を計上いたしております。

項４．市たばこ税、目１．市たばこ税、節１．現年課税分につきましては、調定見込み減による額を計上いたしております。

項５．都市計画税、目１．都市計画税、節２．滞納繰越分につきましては、徴収見込み減による額を計上いたしております。

以上です。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

それでは、３ページをお願いいたします。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目２．民生費負担金、節１．社会福祉費負担金につきましては、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金で対象者が見込みより多かったことにより減額補正をいたしております。

以上です。

#### **江寄充伸こども育成課長**

続きまして、その下でございます。

節２．児童福祉費負担金でございます。保育所保育料につきましては、当初見込みより入所措置数が少なかったため減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### **村山一成市民協働推進課長**

その下でございます。

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料のうち総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料の収入見込みによる増額補正をお願いしております。

以上でございます。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その下、目２．民生使用料、節１．社会福祉使用料につきましては、それぞれ決算見込みにより補正をいたしております。

以上でございます。

#### **塚本 静一 市民課長**

4 ページでございます。

款14. 使用料及び手数料、項 2. 手数料、目 1. 総務手数料、節 1. 総務管理手数料の主なものは、印鑑証明手数料の証明書交付数減に伴う補正でございます。

以上でございます。

#### **平塚 俊範 税務課長**

その下であります、節 2. 徴税手数料につきましては、調定見込みによる額を計上いたしております。

以上でございます。

#### **橋本 有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長**

飛びまして、款15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものにつきましては、国民健康保険基金安定負担金は決算見込みにより、また、特別障害者手当等給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金については、給付費の決算見込み等によるものでございます。

以上です。

#### **江 寄 充 伸 こども育成課長**

続きまして、その下でございます。

節 2. 児童福祉費国庫負担金の主なものについて申し上げます。

児童運営費負担金につきましては、保育所入所措置延べ児童数が見込みより少なかったため、また、2行下の児童扶養手当費負担金及び一番下の児童手当費負担金につきましても、その支給対象延べ児童数等が見込みより少なかったことにより減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### **橋本 有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その下になります、節 3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の給付見込みによるものでございます。

その下でございます。

項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉費国庫補助金の主なものとしたしましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び事務補助金の決算見込みによる減額補正でございます。なお、給付率につきましては、12月末現在で93.9%となっており、2月27日で受付等は最終終了を行っております。また、下から2番、地域介護福祉空間整備補助



金につきましては、スプリンクラー整備で、水圧が不十分な場合に設置いたします消火ポンプユニットの設置が必要なかったということにより減額補正を行っておるものでございます。

以上です。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

続きまして、5ページをお願いいたします。一番上でございます。

節2. 児童福祉費国庫補助金でございますが、下から2行の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、並びに同事務費補助金につきましては、決算見込みにより減額をお願いしております。

なお、2月末現在、支給決定者につきましては1万680人で、支給率97.73%となっているところでございます。

以上でございます。

#### **橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その下、節3. 生活保護費国庫補助金でございます。

これにつきましては、生活保護適正化事業のためのセーフティーネット支援対策等事業費補助金でございます。

本年度、市全体の情報システム改修に伴う保護システム導入に要する費用につきまして、パッケージソフトの初期導入費用を見込んでおりましたが、検討の結果、パッケージの買い取りではなく、利用料により対応できるということになりましたことから——及び旧システムへの、そのため移行費用も必要なくなったということで、事業費が縮減されたことに伴い減額補正をするものでございます。

以上でございます。

#### **内田幸男 市民福祉部次長兼健康増進課長**

次に、同じく款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2. 衛生費国庫補助金、節1. 保健衛生費国庫補助金のうち女性特有のがん検診推進事業補助金の増額補正は、国の無料クーポン券の配付対象者に、平成21年度の未受診者も対象としたため、本市が行っている5歳刻みの無料クーポン券の配付対象者に該当したため増額しております。

下の、保育緊急確保事業費補助金の減額は、乳児家庭全戸訪問の赤ちゃん訪問事業ですが、母子保健推進員の訪問件数の見込み減により減額しております。

以上です。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

その下でございます。

目4. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金につきましては、決算見込みによ

り幼稚園就園奨励費補助金の減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

次、6 ページお願いいたします。

同じく、款15. 国庫支出金、項 3. 委託金、目 3. 衛生費委託金、節 1. 保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金の減額補正は、受診者数の見込み減により減額しております。

以上です。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その下、款16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金等の県負担割合に伴います県負担金の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

#### **林 吉治国保年金課長**

同じく、節 1. 社会福祉費県負担金のうち 2 行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の 4 分の 3 を県が負担いたしますが、県の負担額が確定したことに伴うものでございます。

以上です。

#### **江寄充伸こども育成課長**

続きまして、その下でございます。

節 2. 児童福祉費県負担金につきましては、先ほど国庫負担金で御説明しましたとおり、対象児童数や措置件数等が見込みより少なかったため減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

一つ飛びまして、項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金、節 1. 社会福祉費県補助金の主なものにつきましては、地域生活支援事業補助金の決算見込みによる減額補正などがございます。

以上です。

#### **江寄充伸こども育成課長**

続きまして、7 ページの一番上でございます。

節 2. 児童福祉費県補助金のうち主なものについて申し上げます。

1 行目の、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、見込みより助成延べ件数が少なかったため減額をお願いするものでございます。

1行飛びまして、保育対策等促進事業費補助金につきましては、私立保育所の特別保育事業の利用が見込みより多かったため、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

次に、同じく款16. 県支出金、項2. 県補助金、目3. 衛生費県補助金、節1. 保健衛生費県補助金のうち健康増進事業費補助金、また、3番目の妊娠安心風しん予防接種事業費補助金、下の保育緊急確保事業補助金は、決算見込みにより減額しております。

2つ目のがん検診受診率向上事業費補助金は、胃がん検診などの未受診者への再勧奨通知を実施した輸送経費分の増額補正をしております。

以上です。

#### **平塚俊範税務課長**

項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴税費委託金につきましては、県民税徴収委託金の額の確定による所要の額を計上いたしております。

以上です。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

8ページをお願いします。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目3. 民生費寄附金、節1. 社会福祉費寄附金につきましては、鳥栖市傷痍軍人会の解散に伴う寄附でございます。

一つ飛びまして、款19. 繰入金、項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、社会福祉課、税務課、健康増進課の国民健康保険関係分といたしまして繰り入れます繰入金の確定による補正でございます。

以上です。

#### **平塚俊範税務課長**

款21. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金につきましては、徴税見込み増による所要の額を計上いたしております。

以上です。

#### **林 吉治国保年金課長**

一番下の、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における事務費等の決算見込みによりまして、県後期高齢者医療広域連合からの受託料を補正するものでございます。

以上です。

## 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

9 ページをお願いします。

款21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 1. 生活保護費雑入につきましては、生活保護費の返還金でございます。

また、節 4. 雑入につきましては、障害児通園施設ひかり園の介護給付費、高齢者福祉施設の雑入、高齢者福祉乗車券の雑入などの決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

## 林 吉治国保年金課長

同じく、節 4. 雑入のうち 6 行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る広域連合からの補助金の額の確定及び広域連合への派遣職員 1 人分の人件費相当分の収入見込み、並びに平成25年度の療養給付費の確定に伴う精算によります広域連合からの返還金などによりまして、それぞれ補正するものでございます。

以上です。

## 江寄充伸こども育成課長

同じく、節 4. 雑入のうち下から 2 行目の一時預かり事業雑入につきましては、利用者の増により増額を、また、その下の延長保育促進事業雑入につきましては、利用児童が見込みより少なかったため減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

## 村山一成市民協働推進課長

その下でございます。

款22. 市債、項 1. 市債、目 1. 総務債のうち総務管理債につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター建設事業の決算見込みによりまして減額補正するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出について御説明をいたします。

資料の10ページのほうをお願いいたします。

今回の補正につきましては、決算見込みにより補正を行っておりますので、その主なものについて順次説明を申し上げます。

まず、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目10の市民協働推進費でございます。

節12. 役務費の主なものにつきましては、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業に伴いまして、ドイツ語通訳の手数料を減額補正するものでございます。

節13. 委託料につきましては、夢プラン21事業委託料の減額でございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、自治会活動費補助金の減額でございます。

次に、その下でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11のまちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節7. 賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員2名分の病気療養に伴う減額補正でございます。

節15. 工事請負費の主なものにつきましては、弥生が丘まちづくり推進センターの建設工事の入札による減額補正でございます。

市民協働推進課分については、以上でございます。

#### **平塚俊範税務課長**

その下であります、項2. 徴税費、目1. 税務総務費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、税務課職員の人件費の決算見込みによる減額補正であります。

以上です。

#### **塚本静一市民課長**

12ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、節2. 給料から節4. 共済費の主なものは、市民課職員人件費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

市民課は、以上でございます。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

次に、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、社会福祉課及びこども育成課等職員の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、社会福祉協議会補助金の減額補正でございます。

節28. 繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定や累積赤字解消のための特別繰り出しなどがございます。

次に、目2. 障害福祉費でございます。

その主なものにつきましては、14ページをお願いいたします。

節20. 扶助費の主なものにつきまして、障害者自立支援医療費、障害者自立支援給付費などについて、決算見込みにより補正をいたしております。

15ページをお願いします、目 3. 老人福祉費でございます。

節 1. 給料は、地域支援事業の確定に伴い事業費支弁人件費の決算見込みに伴うものでございます。

節 8. 報償費につきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによるものでございます。

節13. 委託料につきましては、緊急通報システム事業委託料及び介護予防事業委託料の入札残などによる減額補正でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、主なものといたしまして、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険に関する負担金について、介護給付費等の決算見込みによる減額補正でございます。

また、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、ポンプユニットが不要であったための事業費減による減額補正でございます。

節20. 扶助費の主なものにつきましては、老人保護措置費について対象者増による減額補正でございます。

16ページをお願いいたします。

目 4. 老人福祉センター費、節11. 需用費につきましては、中央老人福祉センター及び若葉まちづくりセンターの入浴事業に伴う燃料費、光熱水費の決算見込みによる補正でございます。

以上です。

## **林 吉治国保年金課長**

その下の、項 1. 社会福祉費、目 6. 後期高齢者医療費のうち節 3. 職員手当等及び節 4. 共済費につきましては、広域連合に派遣いたしております職員 1 人分の人件費の決算見込みによるものでございます。

節12. 役務費及び節13. 委託料につきましては、それぞれ、後期高齢者の健康診査事業における受診券の郵送料等の決算見込み及び受診券の作成等の事業費の確定に伴うものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分の決算見込みによりまして、また、その下の後期高齢者はり・きゅう助成費につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術料に対する助成費の決算見込みによるものでございます。

節28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金のうち事務費等繰入金につきましては、広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金等の決算見込みによりまして、また、保険

基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減分を補填するための後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、それぞれ後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものでございます。

以上です。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その下、目7. 臨時福祉給付金給付費につきましては、事業経費及び給付金の決算見込みによる減額補正でございます。

これにつきましては、平成26年4月の消費税率引き上げに伴いまして、平成26年度、その影響緩和策として非課税世帯などに対し1万円及び5,000円の加算分を支給したものでございます。

以上でございます。

#### **江寄充伸こども育成課長**

続きまして、同じページでございますが、その下でございます。

項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節8. 報償費から節20. 扶助費までにつきましては、いずれも決算見込みによる減額補正をお願いしているところでございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度分の母子家庭自立支援事業の事業費の確定による国庫補助金の精算による返還金でございます。

めくっていただきまして、18ページをお願いいたします。

目2. 保育園費でございますが、節2. 給料から節4. 共済費の減額につきましては、保育所職員44名分の決算見込みによるものでございます。

節7. 賃金から節13. 委託料までにつきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち私立保育所等運営費負担金につきましては、保育所入所措置延べ児童数が見込みより少なかったためでございます。

下から2行目の、私立保育所特別保育事業等補助金の増額につきましては、一時預かり事業、障害児保育事業等の対象児童数の増に伴うものでございます。

また、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度分の保育対策等促進事業の事業費の確定によります、県補助金の精算に伴う返還金でございます。

19ページをお願いいたします。

目4. 児童手当費のうち節20. 扶助費につきましては、児童手当の支給対象延べ児童数が見込みより少なかったため減額補正をお願いしているところでございます。

次に、目５．子育て世帯臨時特例給付金給付費につきましては、節３．職員手当等から節１９．負担金補助及び交付金まで、決算見込みにより減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

20ページをお願いします。

項３．生活保護費、目１．生活保護総務費でございます。

節２．給料から節４．共済費までは、保護係職員の人件費の決算見込みによるものでございます。

節13．委託料につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり情報システム改修に伴う初期導入費用等の減額により縮減されたことで減額補正するものでございます。

その下、目２．扶助費、節２．扶助費につきましては、生活扶助、医療扶助等の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

#### **林 吉治国保年金課長**

その下の、項４．国民年金事務取扱費、目１．国民年金費のうち節３．職員手当等から節７．賃金につきましては、国民年金事務に従事する職員３人分及び臨時職員等の人件費の決算見込みにより、また、次のページ、21ページの節９．旅費及び節11．需用費につきましても、職員の一般旅費や印刷製本費の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

以上です。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

次の、款４．衛生費、項１．保健衛生費、目１．保健衛生総務費の主なものを御説明します。

節２．給料、節３．職員手当等、節４の共済費の減額補正の主なものは、昨年の８月からと、12月からと育児休業に入っている職員２名分の減額補正でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

目２．予防費の主なものについて御説明いたします。

節８の報償費のうち謝金の減額の主なものは、８月から12月までに５回開催しました、石綿健康対策専門委員会の委員欠席によります。また、報奨金の減額は、うらら健康マイレージクラブに参加した方のうちポイント交換者の見込み減によります。

次に、節13．委託料は、おのこの決算見込みにより減額しております。

そのうち、予防接種委託料と健康診査委託料のうちがん検診の委託料の減額については、



委員会参考資料をつけておりますので、委員会参考資料の5ページをお願いいたします。

厚生常任委員会参考資料(3月補正)の5ページでございます。よろしいでしょうか。

まず、予防接種委託料についてでございますが、主な減額の予防接種について御説明します。

3番目の4種混合ワクチンは、1番目の3種混合と9番目の不活化ポリオを合わせたものが、平成24年10月から開始されましたが、徐々に使用され始めましたので3種混合と不活化ポリオの見込み数が減となっておりますところでございます。

次に、10番目の子宮頸がんワクチンは、平成25年6月に運動障害や広範な疼痛といった副反応報告があったため、国が当面の間、積極的な接種勧奨を差し止めたことが影響し今年度も当初の見込みより減少しておりますところでございます。

また、下から2つ目の妊娠安心風しんは、前年度実績をもとに算定しておりましたが、風しんの抗体検査で接種まで必要がなかった方や流行がおさまってきたため接種希望者が少なく、減額しておりますところでございます。

次に、その下のがん検診委託料について御説明いたします。

上から、胃がん、子宮がん、大腸がん、乳がん、肺がん、前立腺の6種類のがん検診を実施しておりますが、3月補正の合計の欄に記載しておりますが、当初より、合計で711件受診件数が少ないと見込み減額しておりますところでございます。なお、その右の枠に、前年度との件数を記載し、決算見込みの件数との増減を記載しております。

胃がんは、前年度より298名増。子宮がんは65名増、大腸がんは330名増、乳がんは2名増、肺がんは50名減、前立腺がんは58名増の合計で703名の増と見込んでおりますが、あくまで見込みですので、しかし少なくとも500名以上は増加するものと考えておりますところでございます。受診率算定の分母の対象者は、国勢調査の数値で変動しないことから、肺がんを除けば、ほかのがん検診の受診率は、前年度より上がっていくものと考えておりますところでございます。

次に、委員会資料に戻りまして、23ページでございます。

平成26年度の繰越明許費について御説明します。

繰り越します予算は、目2. 予防費の節13. 委託料のうち社会保障・税番号制度対応健康管理システム改修事業でございます。

この事業費は、成人健診や母子健診、予防接種などの管理を行っている当課の健康管理システムに、社会保障・税番号制度に対応するための改修事業経費で、国の補助金申請期限に間に合わせるため9月議会に予算計上していたものでございます。しかしながら、繰り越しの理由といたしましては、厚生労働省において社会保障・税番号制度に係る情報照会や、情報提供に係る事務の整理や、情報提供に係るデータのレイアウトなどのシステム様式が、厚

生労働省管轄の省令等でいまだ確定されていないため、システム改修業者が、作業に着手できないため繰り越すものでございます。

なお、住民基本台帳など基幹系システムを管理している情報管理課も同様な理由で、社会福祉関係の情報システム改修事業費を繰り越しておるところでございます。

現時点において、いつの時期にシステムの詳細が定まるか不明でございますが、当該制度は、平成28年1月から施行されますので、今後、国のほうからシステムの改修要件を確定させてくるものと考えております。

以上でございます。

### **江寄充伸 とも育成課長**

続きまして、22ページの一番下でございます。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、決算見込みにより減額をお願いするものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）の市民福祉部関係の説明を終わらせていただきます。

### **古賀和仁 委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

### **飛松妙子 委員**

御説明ありがとうございました。

せっかく内田課長が詳しく説明してくださいましたので、がん検診のことでちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど人数等、ふえたということだったんですけども、前年に比べて何%ぐらい受診率が上がったのか。

### **内田幸男 市民福祉部次長兼健康増進課長**

率までは出してないんですが、前回の、前年度より、先ほど申し上げましたように肺がんを除けば全て受診率は上がるものと思っております。

### **飛松妙子 委員**

済みません、ちょっと聞き方が悪かったですね。

過去に一般質問等しながら、資料もいただいて、私も大体の受診率はわかっているんですけど、乳がん、子宮頸がん以外は10%前後の受診率ということで、国も、50%のがん検診を目指すというところで、いろいろ計算式によってはそこまでいかないんだっていう、お話もあるんですけど。

例えば、国民健康保険ですかね、会社員とかじゃない方たちが受けている受診率っていう

のは把握されていますでしょうか。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

国が示しています、この受診率の50%は、要するに、今、委員おっしゃったように私どもがやっている検診の受診率の関係は、その算定を申しますと平成22年の国勢調査で、例えば、胃がんとか子宮がんを除けば40歳以上の男女の数です。それから従事者数、要するに、先ほど申された職場とかで受けている方は除外するわけです。

そのうち職場の方から、今言われたような農林漁業の自営業者の方を引いて、その数を国勢調査の40歳以上の人から引くと、大体1万7,000人ぐらいなんですよ、その分母の数字が。それに、うちのほうで受けられた方を割りかえして率を出しているんですが、要するに、例えば、私ども市役所の職員は、職場で検診とか人間ドックで受けているので、その数値には、私どもの検診には上がってこないですね。

その方たちを把握するために、国は平成16年度ですかね、国民基礎調査というのをやっております。それだともう——ちょっと今、手元に資料持っていませんが——30から20の間のパーセントに各種がんっております。で、冒頭の質問は把握できておりません。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それで、2014年度は、がん検診の集団検診を無料化しました、それで、何月議会でしたかね、委員会で、予算は前年度対比どうですかってお聞きしたら、一緒ですと言われたんですけども、受診率が、受けられた方がふえている。さらに、減額っていうところで、何がこう、受けた方が多くなっているのに、何というんですかね。予算というか、何と言ったら、減っているのは何が要因でしょうか。

#### **坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐**

平成26年度、当初予算を組みました時は、平成25年度の受診率から大体2%増で予算を組んでおりました。

今年度の実績、まだ、3月まで実施をしておりますので、見込みになりますけれども、各がん検診の受診率が1%しか上がっておりませんで、その差額が減額補正になったものでございます。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

1%増にしかならなかったっていうことですね、かしこまりました。その1%、でもふえ

でも、前年度は500円とか700円の個人負担があったと思うんですけども、予算が2%増でしか組まれていなくて、今回1%増だったってことで、その辺のちょっと、私がよく理解できていないのが、市がその分の予算を見ているはずなのに、個人負担がなくて。その辺のちょっと、何ていうんですか、絡みというか、どうやったらそうなるのかなっていうのがちょっとよくわかってないんですけど、もしよかったら教えていただけると。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

古賀和仁委員長

午前10時49分休憩

~~~~~

午前10時49分開議

古賀和仁委員長

再開します。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

平成25年度まで受診者の方からいただいていた受診料は、もちろん歳入として入ってきているわけですが、歳出は、その分を差し引いた委託料ではありませんので、歳出はその受診者の数と相応しているわけでございます。

今年度、受診料を無料にしたのに1%しか前年度より受診者が上がらなかったっていうのは、私たちも、これから今後、いろいろまた、次の方策を考えなければいけないと思っているところではありますけれども、今年度、同日に何種類かのがん検診を受けられるような日

フルコースの日って言って5種類のがん検診を同日に受けられる日は、今年度3日間組んだんですけれども、その日の受診者がとても多くて、がん検診の受診料の無料化はもちろんですけれども、受診者の方の利便性っていいですか、受けやすい環境づくりっていうのが、本当に必要なんだっていうのを痛感して、平成27年度についてはフルコースの日をふやして実施する予定にしております。

飛松妙子委員

ちょっと、休憩してもらっていいですか。（「休憩、休憩。今、半分しか答えてない」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

再開します。

先ほどの説明が不足していたんですけれども、平成25年度から2%アップしたっていう、その平成25年度っていうのは予算ではなくて、実績による受診率から2%アップしたっていうことでありまして、平成25年度の予算から、予算に計上した人数から2%分アップして計上したっていうことではございません。

ので、平成25年度と26年度の予算は変わらないんですけど、受診率としては2%分アップさせているってことです。

飛松妙子委員

– 25 –

尼寺省悟委員

生活保護についてお尋ねしますが、20ページですね、4,562万8,000円の減額補正がなされているわけですが、その辺のことについて、まずお尋ねをします。（「その辺のとは」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

もうちょっと、正確に質問をお願いします。

尼寺省悟委員

4,562万8,000円の減額補正がなされているけれども、その理由についてお尋ねします。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

生活保護の扶助費につきましては、平成24年度をピークに減ってきております。

それで、このことにつきましては、やはり景気が持ち直してきたというところ、それに伴いまして就労の数、雇用の数がふえてきておるというところと、市役所内に就労支援センタージョブナビが開設されまして、我々のほうも相談にこられたり、生活保護対象者の方と面談をする際に、なるべく自力で生活できるということが目指す方向でございますので、そのようなお話等もさせていただいておるというところもあるのではないかというふうに考えております。

尼寺省悟委員

この参考資料、厚生常任委員会の3月補正の参考資料。これの4ページに、生活保護の推移というのをを出されておるんですが、これを見ると平成27年1月末現在ですが、鳥栖市の保護率が5.97パーミル、県内が10.52パーミル、佐賀県が9.68パーミル、全国が17.1パーミルと。平成21年と比べてみて、全国とか佐賀県は大幅に伸びていると。にもかかわらず鳥栖市は減っていると。

鳥栖市だけが景気が持ち直しているわけでは決してないし、鳥栖市だけがね、景気が持ち直しているとは、私はそのようには理解はしていないんですけどもね。

なぜ、鳥栖市だけがこうなのかと、その辺、ちょっともう少し聞きたいんですけど。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

全般的には、先ほど申し上げたような背景があると思っております。

もちろん、鳥栖市だけの特有の理由というのは、なかなか特定するのは難しいと思うんですけども、我々のほうでは、やはり面接相談を通じまして相談者の状況、生活状況や身体状況を含めまして、鋭意相談をしておると思っております。

それで、そういう聞き取りをする中で、もちろん生活保護が必要な方には、当然、申請書をお渡ししながら申請をしていただく。そのほかの制度が利用できる場合は、それを御紹介

して、なるべく生活が安定できるような方向を見出しているということで思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私はあえて鳥栖市が、門前払いしていると、ね。申請しにくくしているというところまでは言わないんですけど、言わないんですが、ただ開始件数として平成27年1月末で28件と、これ10カ月で28件だから1カ月単位いったら3件と。あと2カ月あるので6件ふえると、そうなってくると、大体、平成26年度も25年度並みということになるんじゃないかなと思うんですね。

にもかかわらず、さっきの4,560万円も減っているというのがね。だからこれ、単なる昨年度と比べて、私はあんまり平成26年度もそんなに大きな変動はないと思うんですね。にもかかわらず、やっぱり4,500万円も減っているというのがちょっと、いま一つ、これはあくまで、予算に対するあれだからね。

その辺がちょっとわからんのやけども。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

金額としては、大きな数字という形に見えますけれども、やはり一人一人の生活保護の状況に応じて保護費は変わってまいりますので、そういう中で、人数ももちろん減ってはきておりますが、その辺の保護の状況に対応する金額も影響はしているのかなというふうに考えております。

尼寺省悟委員

それで、下のほうの類型別世帯というふうに書いてあるんですね。

景気の問題点というのは、景気のどうのこうで生活保護を受ける、受けないというのは、高齢者とか、母子世帯とか、傷病・障害世帯というのは、これは関係ないわけでしょう。影響するのは、その他の世帯であって、景気が良くなることによって現実的に仕事が、働ける人が影響を与えるんであってね。

だから、それほど私としては、その景気のどうのこうのっちゅうのは、これを見る限りはないし、実質的にあなた方はさ、40代、50代にしてまだ働けるやろうと、なら生活保護とかね、とんでもないという形で、かなり関所を高くしてると、ね。

そうした傾向を、よく私も相談に行くんやけど、40代、50代の人と行ったらね、あなた働けるやろうが、そんなら生活保護なんかとんでもないと、ね。そこまでは言わんかもしれんけども、そういった印象を与えるっちゃんね。

そういったところを見ると、景気のどうのこうのっちゅうのはあんまりね、私はこれだけ鳥栖市が減っているっちゅうことについての理解があんまりできん、できないんよね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

保護費自体がやはり、全然働かなくてももらっていらっしゃる方ももちろんいらっしゃいますし、一定の収入があって、であればその分は差し引いたところで保護費を支払う形になりますんで、そういう意味での就労されながら生活が低いんで、保護費ももらわれているという方もいるんじゃないかと思っております。その影響もあると思っております。

それで、あと相談とか、実際、保護者の方に対して我々の接し方につきましては、もちろん、全然そういう気持ちでも接しておりませんし、担当のほうも親身になっていると思っておりますので、先ほどの働けるだろうとかですね。

もちろんその、我々のほうでもなるべくなら、御自身の力で自立されるということがやはり法の目的でもありますので、その方向を言っているというところだろうと思っております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかに。

小石弘和委員

ちょっと、その生活保護費の件ですけどね、この面談支給から振り込み支給に変わった時期。

そして、なぜそういうふうになった理由、理由をちょっと、御説明していただきたいと思っています。

松隈義和社会福祉課参事

今までは、保護の支給については、実際、現物支給で、会議室を利用して支給していたんですけれども、確か、私が平成22年から査察指導員をしたんですけど、その前の平成20年ぐらいから、国の指導に応じて現金支給じゃなくて全て口座振り込みのほうに切りかえなさいというふうな指導もあっておりますし、毎年、県の指導の中でも100%に近く、口座振り込みのほうに切りかえなさいという指導が毎年あっております。

ただ私ども、保護支給している中の1割程度は、どうしても窓口支給、現金支給で実施しなきゃいけない人もおられるのは事実です。

以上です。

小石弘和委員

これ、時期を要するに、いつの時点からそういうふうな、あったのか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほどあったように、国からの指導等があっておる模様ですので、時期については確認させていただいて、お答えをさせていただければと思います。

古賀和仁委員長

あとから確認して、答弁するということですね。

いいですか、小石さん。

松隈清之委員

今の生活保護費の件、扶助費なんですけど、景気がどうとかっていうのが、これ見てもよくわからんのかもしれんですけど、例えば、ハローワークとかの鳥栖管轄とか佐賀、ほかのところと比べてどれくらい、例えば、求人が多いとか。

要は、仕事につく機会が多ければ多いほど、ね、保護になる可能性ちゅうのは下がるわけでしょう。

だから、鳥栖管内のハローワークのその求人の状況とかっていうのがわかれば、まあっていうのが1点と、あと扶助費の割合ですよ。例えば、生活費として出しているのか、医療費として出しているのか、額としては圧倒的に医療費が多いわけじゃないですか。

だから、件数はあんま変わらんでも、医療費の分が減るとがくっと下がるということもあるんで、その減っている額の割合ちゅうか、どういうふうに分析をされているのかなと。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

ハローワークでの有効求人倍率なんですけれども、12月現在なんですけれども、平成26年12月現在で1.12倍ということになっております。

それで、一番落ち込んでおりました平成21年度が、0.40倍というふうになっておりますので、そこと比較しますとかなり、当然、もう1以上あれば、雇用が確保できるということになっておりますのでそういうふう考えております。

それと、各保護費の中でも今、松隈委員おっしゃったように生活扶助、住宅扶助、医療扶助それぞれございます。その中で、うちのほうが現在まとめておまして、今後、減って、減っていくというか、見込みとして思っておりますのが、生活扶助と医療扶助がやはり主に減少しているというふうな分析はいたしております。

以上です。

松隈清之委員

全国的な部分とかね、佐賀県の保護率に対して——まあ鳥栖、ずっと低いんですけど、基本的にはずっと低いんですけど、じゃあ佐賀のハローワークとか、例えばほかの、他市ね、でハローワークがあるところで、こんくらいの有効求人倍率で保護率がこれくらいとかっていう比較があると、鳥栖がこんくらいあるからこんくらい保護率が下がっているとかっていう説明ができるかもしれんので、別に今回じゃなくていいんで、景気との因果関係っていうのがあるのであれば、そういう資料も今度御準備をしていただければなということと、その内

訳も今回の減額で、どこら辺が大きな減額、内訳として。

今後の見込みは、それはそれでいいとしても、今回のところで、どこら辺が減っているのかってところがわかれば教えていただきたいなと思うんですけど。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

佐賀県内等の有効求人倍率につきましては、ちょっと確認させていただいて、資料等でき次第、配付させていただきたいと思います。

それから、今回減額した内容についても中身を確認させていただいて、御報告申し上げたいと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

資料については。（「今回じゃなくていいですよ、別に。時間かかるやろうけん。よそのハローワークとかの分はね。今回の減額の内訳ぐらいわかるでしょう。」と呼ぶ者あり）

今回の減額について、今答弁できますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

そこは、確認しまして、委員会終了までにはお渡しできるようにいたします。

古賀和仁委員長

では、委員会資料として、終了までをお願いしときます。

小石弘和委員

16ページの、老人福祉センター費ですかね。

これ先ほど、70万円の燃料費の値上がりで、で補正というふうに説明を受けたんですけど、この燃料費が足らなかったのかなあと、灯油はどのくらい値上りしたのかなと。

それから、中央老人センターの平成25年度の入場者と平成26年の見込み、それから若葉推進センターの風呂ですかね、平成25年度と26年度の入場者数がわかればと思って、お聞きいたします。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

まず、入浴者数から御報告のほうをしたいと思います。

中央老人福祉センターにつきましては、1月までの数字のほうで御報告させていただきますけれども、平成25年度、中央老人福祉センターにつきましては1万732人、平成26年度が1万7,964人、ということで7,200人ほど増加になっていると。

若葉のまちづくり推進センターにつきましては、平成25年度の1月までが1万232人、1万232人。平成26年、今年度の1月までが1万7,143人、約6,900人ほどの増というふうになっております。

小石弘和委員

いいですよ。わかりました。

それから、今、次長の御説明では、燃料費の値上がりというふうなことが言われたんですよ。恐らく、燃料費の不足じゃないかなと思うんですよ。これだけの人数がふえているなら。

その辺はどうですか、値上がりじゃあないでしょう、多分。大体、ガソリン代は減ってますからね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

委員御指摘のとおり、入浴者数の増による燃料費の増というところが正しいところでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

済みません、もう一回。

生活保護の問題で、この資料で、さっき言った4ページ。

これ平成21年と平成27年、6年間比べてみると減っているのは、母子世帯と傷病・障害世帯ね。母子世帯が半分になっているし、傷病・障害世帯数144から118なっていると。

景気の問題というのは、その他の世帯数が37から30になっているということなんですが、この母子世帯、傷病・障害世帯というのは、こういった方々が減っているというのは、生活保護に変わる何らかのものがあつたということでこんなに減っているのか、その辺はどんなふうに捉えておられるんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その辺の減少の理由というところまでは把握はいたしておりません。

尼寺省悟委員

してないということやけども、する考えはないと。何か、どうしてなのかという分析は。

単純にこれからいくと338から329ということで、それほど減っているというわけじゃないんでね。だからちょっと、その辺が……。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

私はちょっと、私自身、個人的には、ちょっとわかりませんでしたので、担当参事のほうでわかればお答えを申し上げたいと思います。

松隈義和社会福祉課参事

鳥栖では、例えば、母子世帯がふえてないという分析はしていないんじゃないかと言われてはいますけれども、確かに、確固たる分析はしていませんけれども、この原因となるのが、平成24年8月にジョブナビ鳥栖を開設していただきました。

こういった、ハローワークの分館ができてるのが佐賀県内で、佐賀市と鳥栖市です。

それで、我々、生活保護がどんどんふえていく中で、一番の問題だったのが生活保護受給者の就労支援等を行って、あくまでも自立していただくのを目標にさせていただいておりましたけれども。

また、平成18年ぐらいからハローワークのナビゲーターをお呼びしまして、年5、6回、生活保護受給者の就労の面談等を実施しておりました。しかしながら、なかなか保護からの脱却に結びつかなかったんですけれども、平成24年8月に、先ほど申しましたジョブナビ鳥栖が開設されたおかげで、私どもケースワーカーそのものが本人同意を取って、ジョブナビ鳥栖まで御案内するとともに、一番私ども問題であったのが、いわゆる保護の相談の段階、また、保護受給の初期の段階からそういった支援策ができないかと思ってましたところ、そういったジョブナビ鳥栖ができましたんで保護からの脱却がふえてきたと。

また、合わせて、住宅手当の相談にこられた方、また、母子相談にこられた方については毎年、特に、母子相談については、8月に母子の手当ての切りかえのときに、承諾を取ってジョブナビ鳥栖につなげるというようなこともやっておりますので、鳥栖は、確かに母子世帯がふえているのかもしれませんが、生活保護世帯はふえてないと。これが原因じゃないかなと、私どもは分析しております。

それで、先ほど保護世帯そのものが減っているのも、まず、うちのほうとしては、生活保護になる前の相談の段階からこういった就労に関する支援ができているから保護自体が余りふえていない。または、減少しているというふうに社会福祉課では分析しております。

以上です。

古賀和仁委員長

あのね、松隈参事、そうおっしゃるけども、この表から見ると、一番貢献しているのは母子世帯数が22から13、傷病・障害世帯数が144から118に減っている、これが一番であってね、さっき言ったジョブナビというのは、その他の世帯数が37から30に減っているということで、この表を見る限りでは、こうした母子世帯の人が生活保護を受ける、あるいは、障害世帯の人が受けているのが減ったからそうなっているというふうにしかちょっと取れんけれども、その辺はどうなのかと、そういうふうに聞いてます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほど、参事のほうから答弁いたしましたのは、やはりそういう部分で、就労支援の施設が新たにできたりということで、我々もケースワーカーも充実した面談というか、親身になったお話し合いができるというところが一つ、あるということと言いたかったんだろうとおもっておりますので、あと、母子とか障害の方々が減っている部分については、そこら辺も含めての支援ができていうふうには思っておりますが、詳細については、詳しい理由は、

なかなか今、現状では把握していないというところでございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ちょっと、1点だけよかですか、あわせて。

高齢者世帯というのは、確実にふえているということなんですけど、これに対する対策というのは何かありますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

やはり全体的な高齢者化、高齢化の進展ということがやはり、根本にあると思います。

ですからそれと、やはり独居の老人の方もふえておりますし、そういう意味ではそういう方々の部分が、数としてあらわれているんじゃないかと思っております。

松隈清之委員

どれというと、例えば、18ページの保育園費、私立保育所等運営費負担金とか、あと、歳入とかでもあったんだけど対象児童が少なかったということが言われ……、説明とかであるんですけど、これ、子供の数が減っているっていうこと。その待機児童とかそんなのはずっと、話はずっとあるんだけど、何か子供の数が減っているとじゃなくて、その対象が少ないっちゃうのはどういう意味なんかね。

本来、予算組んでいたやつよりも対象児童が少なくて減額になるっちゃうのは、もうこれ、いっぱいいっぱいならね、保育所とかもいっぱいいっぱいなら、多分、あんまり減らんと思うわけですよ。

だけん、なんでここが対象児童が少なかったっていう説明が出てくるのかがよくわからんのだよ。

江寄充伸こども育成課長

ただいまの御質問でございますけれども、当初、市内の公立保育所、私立も含めたところで定員枠というのがございます。

当初予算要求時点では、その定員枠いっぱいいっぱい入れると、入所させるというようなところで予算のほうを計上いたしますけれども、現実問題として児童の数が、いわゆる未就園児が減っているということではなくて、本市におきましては、今後5年、10年先ぐらいまでは児童数っていうのはほぼ横ばいというような推計値も出ている中で、こういう結果といいますのは、まず一つは、保育士不足というのが大きな要因でございます。

それで保育士、年齢に応じて保育士の数っていうのは定めが、基準がございますので、保育士がいなければ、それに対応する園児を受けることができないというような状況でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

多分そうなのかなと。例えば、代替保育士等の賃金とかも減額になっているし、要は、これは、対象児童が少ないちゅうよりも、受け入れられなかったということでしょう、つまり。

江寄充伸こども育成課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

ここは非常に問題なんだよね。例えば、待機児童がこんだけおるけん保育所をつくれとかっていう声も出てくるかもしれんけど、既存の保育所でも受け入れる余地があるのに、受け入れられんっていうことでしょう。だからこれは、どうするんですかね。

今回、新しい新制度に移行して、今まで認可外とかっていうところも含めて、そういう一定の施設として取り扱われるようになるんだけど、今後、そういうところがもっとふえてくるような形になるのか、保育士さんがいなくてそういうニーズがあれば、もしかしたらそういう、今までだったら完全私立でね、私立でやりよったけど、ある程度その、公的な、お墨付きがいただけるっていうところで、そういう小規模な、園庭もないような保育所なんかが出てくる可能性だってありますよね。

だからそれが、それでいいと思わんのやけど、せっかく今の、既存の保育所が十分に活用できてない状況っていうのは、厳しいですよ。

江寄充伸こども育成課長

確かに、現実問題、保育士不足っていうのが一番大きな要因であると私どもも分析をしております。

それで、県のほうも就労支援、保育士の掘り起こしのためのセンターを立ち上げて、そういう資格を持たれていますけれども、今現在、保育士として働かれてない方の掘り起こしということも県のほうでもやっております。

それで、私どもも市独自として就職説明会、保育士の就職説明会のほうを昨年8月6日に第1回目を行いまして、実は、本日午後からですけれども第2回目の就職説明会を開催する予定にはしております。

それとハローワーク、それから広報関係で申しますと市報、それからホームページ等でも随時、保育士さんの募集を行いながら、これまで市独自としても取り組んでおる状況でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

いや、あんまり責めているつもりはないんですよ。ただ、大変だろうなというふうに思うわけで。特に、処遇改善とかね、そういう予算もあつたけれども、これ金の問題なんすかね。俺ようわからんけども、何が問題なのか。

例えば、さっきのがん検診もそうだけど、金の問題じゃなくて受けやすさの問題かもしれないということも言われたけども。

例えばその、金なのか。あるいは、勤務時間とか、勤務形態だとか、どこがネックになっているかっていうのがわからんと多分、人もね、例えば、もっと短時間でよければこれる人もおるかもしれんとか。結構、保育士さん早いやないですか。子供は早くから来るし、遅くまでおるし。

だから、そこら辺の勤務形態も含めて、どういう状況がいいのかっていう、単純に金だけじゃなくて、そこら辺もこう、ヒアリングしながらやっばこう、探していかなと。

例えば、資格持つとるけど、この時間はなかなか無理とかっていう人もおるかもしれないので、そこら辺の対応とか考えたほうがいいんじゃないのかなと、御提案を申し上げておきます。

古賀和仁委員長

答弁はいいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

はい、ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時29分休憩

午前11時34分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

議案乙第2号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案乙第3号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

古賀和仁委員長

次に、議案乙第2号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、並びに議案乙第3号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林 吉治国保年金課長

ただいま議題となりました特別会計2議案、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案乙第2号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして説明をさせていただきます。

説明は、常任委員会資料により行わせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入、歳出とも決算見込みによるものでございまして、補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ4,028万4,000円を減額補正いたしまして、補正後の既決予算との総額は、歳入歳出とも87億8,010万円となっております。

次に、補正の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税のうち節1. 医療給付費分現年課税分につきましては、今回の歳入、歳出の補正に伴い財源調整を行うものでございます。

節2. 後期高齢者支援金分現年課税分から節6. 介護納付金分滞納繰越分まで及び次のページ、2ページの目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれ収入見込みによるものでございます。

次に、款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金のうち目1. 療養給付費等負担金につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費の増に伴う国の負担金の補正でございます。

その下の、目2. 高額医療費共同事業負担金及び次のページ、3ページの目3. 特定健康診査等負担金につきましては、歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金の決算見込み及び特定健康診査等事業費の決算見込みに伴い、それぞれ国の負担額が確定したことによるもので

ございます。

その下の、項 2．国庫補助金、目 1．財政調整交付金、節 1．普通調整交付金につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費の増に伴う、国の普通調整交付金の補正でございます。

次に、款 4．県支出金のうち項 1．県負担金の目 1．高額医療費共同事業負担金及びその下の目 2．特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金と同様に、歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金の決算見込み及び特定健康診査等事業費の決算見込みに伴いまして、それぞれ県の負担額が確定したことによるものでございます。

その下の、項 2．県補助金、目 1．財政調整交付金につきましても、療養給付費等の増に伴い、それぞれ補正するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

款 5．療養給付費交付金、項 1．療養給付費交付金、目 1．療養給付費交付金でございますが、概算交付されておりました過年度分の療養給付費交付金につきましては、交付額の確定に伴い、12月補正で返還金を計上いたしておりました。このため、最終的に収入見込みが確定いたしましたので、頭出しを減額するものでございます。

次に、款 7．共同事業交付金、項 1．共同事業交付金のうち目 1．高額医療費共同事業交付金につきましては、国庫負担金、県負担金のところで御説明いたしましたが、歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金の決算見込みに伴いまして、国保連合会からの交付額が確定したことによるものでございます。

その下の、目 2．保険財政共同安定化事業交付金につきましては、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い、国保連合会からの交付金を補正するものでございます。

次に、款 9．繰入金の一般会計繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る繰入金及び低所得者の保険税軽減を補填する保険基盤安定繰入金、並びに子どもの医療費助成事業実施による国庫支出金の減額分を補填する子どもの医療費助成事業繰入金につきまして、それぞれ事業費の決算見込みにより補正いたしております。

また、平成19年度以前の累積赤字額を解消するため特別繰入金を計上いたしております。

次に、款 11．諸収入の項 1．延滞金加算金及び過料、目 1．一般被保険者延滞金、次のページ、5 ページの項 3．雑入のうち目 2．一般被保険者第三者納付金及びその下の目 4．一般被保険者返納金につきましては、それぞれ収入見込みにより補正するものでございます。

その下の、目 6．雑入につきましては、特定健診検診料の確定及び70歳から74歳の方の窓口負担割合の 1 割凍結の暫定措置に係る国の補填措置でございます、指定公費負担医療費のうち現金給付に係る分の収入見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費のうち目 1. 一般管理費の節 3. 職員手当等につきましては、国保業務に従事する職員 7 人分の人件費の決算見込みによるものでございます。

その下の、節 9. 旅費から節 14. 使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、昨年 5 月に大分市で開催されました、九州都市国保研究協議会の出席負担金が不用となりましたので減額するものでございます。

その下の、目 2. 連合会負担金、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、国保連合会への負担金の確定に伴うものでございます。

その下の、目 3. 医療費適正化特別対策事業費につきましては、消耗品費及びレセプト点検業務委託料の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

項 2. 徴税費、目 1. 賦課徴収費のうち節 4. 共済費から節 12. 役務費につきましては、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

節 28. 繰出金につきましては、国保税の収納等に係る経費等につきましては、県の財政調整交付金のうち 2 種調整交付金の対象経費分とされておりますので、決算見込みにより一般会計へ繰り出すものでございます。

その下の、項 3. 運営協議会費、目 1. 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の委員報酬及び委員の出席費用弁償の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

次に、款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者の療養給付費の決算見込みによるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 5. 老人保健拠出金、項 1. 老人保健拠出金、目 1. 老人保健医療拠出金につきましては、前々年度の平成 24 年度に支払われました旧老人保健制度による給付に要した費用の実績に基づき、算定されました老人保健医療拠出金の確定に伴い、頭出しを減額するものでございます。

その下の、款 7. 共同事業拠出金、項 1. 共同事業拠出金のうち目 1. 高額医療費共同事業費拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金の決算見込みによりまして、また、その下の目 2. 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴いまして、国保連合会への拠出金をそれぞれ補正するものでございます。

次に、款 8. 保健事業費のうち項 1. 特定健康診査等事業費、目 1. 特定健康診査等事業

費につきましては、特定健康診査等の事業費、それから次のページ、9ページの項2. 保健事業費のうち目1. 保健衛生普及費につきまして、被保険者への医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知及びその下の目2. 療養費につきましては、被保険者へのはり・きゅう助成など、ただいま申し上げました、それぞれの事業に係る経費の決算見込みにより補正するものでございます。

その下の、目3. 健康推進事業費のうち節7. 賃金及び節8. 報償費につきましては、生活習慣病予防活動事業に係るものでありまして、臨時職員の賃金及び講師謝金の決算見込みによるものでございます。

節12. 役務費及び節13. 委託料につきましては、人間ドック等に係るものでありまして、受診決定通知の郵送料及び医療機関への委託料の決算見込みによるものでございます。

節28. 繰出金につきましては、健康増進課等で行う各種健康推進事業に係る経費等につきましては、県の財政調整交付金のうち2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案乙第3号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入、歳出とも決算見込みによるものでございまして、補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ159万8,000円を減額補正いたしまして、補正後の既決予算との総額は、歳入歳出とも7億3,166万6,000円となっております。

次に、補正の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料の目1. 特別徴収保険料及びその下の目2. 普通徴収保険料につきましては、それぞれの収入見込みにより補正するものでございます。

次に、款3. 繰入金の一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算における一般管理費や賦課徴収費の経費及び歳出の広域連合への共通経費負担金の決算見込みにより補正を行います。

また、保険基盤安定繰入金につきましては、歳出の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によりまして、それぞれ一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1. 総務費のうち項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節9. 旅費につきましては、

古賀和仁委員長

それでは、これより議案に対する質疑を行います。

飛松妙子委員

特別会計の国保の収納率は、今何%なのかおわかりになったら教えていただきたいんですけど。

古賀和仁委員長

何年度、今年度。

飛松妙子委員

平成26年度、今の時点で。

現時点で。

平塚俊範税務課長

現年分につきましては、現時点で79.8%の収納率になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

すいません、前年度の分がちょっと、私がわかってなくてあれなんですけど、ペナルティーとか、もし行かなかったことに対して、国からペナルティーがあつたりとか、されますか。

平塚俊範税務課長

前年の分につきましては、前年同月比でいくと79.2%ですので、前回より0.6%上昇しております。

それで、国からのペナルティーということでは特段ございませんで、徴収に対する指導等は、勉強会等で毎年行なわれております。

以上でございます。

飛松妙子委員

済みません、ありがとうございます。

鳥栖市としては何%を目指してますか。

平塚俊範税務課長

現時点で92%を目指して、毎日の業務に当たっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

92%の目標に対して、過去何%までいったことがありますか、最高で。

平塚俊範税務課長

今までの、ここ数年の中では91.1%が最高になっております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

一つだけですけれども。

4 ページを見ると特別繰入金で4,000万円、これは赤字補填とも言いますが。それで、全体を通してこの3月補正は、4,028万円の減額予算というふうになっております。

こうしたところから見て、今の時点で、平成26年度の国保財政の見通しといいますか収支、その辺はわかりますか。

わかればいいですけど。

林 吉治国保年金課長

決算が出るのはあとですので、前年度、平成25年度の3月補正と今回、お願いしております3月補正の比較で申し上げますと、最終的には1.7%の増ということで見込んでおります。

医療費については、保険者数とか減ってますけれども、医療費については、今までは1%未満ということで微増ですけれども、今回もふえるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっとわからなかった。

1.4%の増、要するに、いい方向っちゅうんか、どういう方向なんですか。

ちょっとわからなかった、今の説明では。

林 吉治国保年金課長

1.7%の増と申し上げましたのは、前年度と、この平成26年度の最終補正予算の額での伸びを申し上げております。

それで、全体的な傾向としては昨年と変わりませんで、特別繰入の4,000万円を除けば、単年度収支でいけば、やはり赤字決算になるんじゃないかというふうに見込んでおります。

特に収支が改善したというわけではないというふうを考えております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



引き続き、議案乙第9号 平成27年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

平成27年度、当初予算の説明をさせていただきます。

議案乙第9号、平成27年度鳥栖市一般会計当初予算について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

厚生常任委員会資料の 1 ページをお願いいたします。

款 1. 市税、項 1. 市民税、目 1. 個人、節 1. 現年課税分につきましては、東日本大震災からの復興に関連します地方税の臨時特例に関する法律の施行によりまして、平成26年度から平成35年度まで10年間、個人市民税の均等割の標準税率に500円が加算されます。

今回、その増額分、また、納税義務者の増を見込みまして計上いたしております。

節 2. 滞納繰越分につきましては、後ほど一括して説明させていただきます。

目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、平成27年9月決算法人からの税率が14.7%から12.1%に減額されることから平成26年度の実績及び業績から推定した額を計上いたしております。

項 2. 固定資産税、目 1. 固定資産税、節 1. 現年課税分につきましては、平成27年度は、固定資産税の評価見直しによる税収減を見込んでおります。

家屋及び償却資産につきましては、平成26年の実績及び業績から推定した額を計上いたしております。

目２．国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込み額を計上いたしております。

次に、2ページをお願いいたします。

項３．軽自動車税、目１．軽自動車税、節１．現年課税分につきましては、主に軽自動車税の登録台数の増を見込んで計上いたしております。

項４．市たばこ税、目１．市たばこ税につきましては、昨年の10月末の収入状況をもとに推計いたしました額を計上いたしております。

項 5. 都市計画税、目 1. 都市計画税、節 1. 現年課税分につきましては、固定資産税と同じように路線価の下落により税収減を見込み、計上いたしております。

項 6. 入湯税、目 1. 入湯税につきましては、平成26年度の実績から推計した額を計上いたしております。

また、節 2 の滞納繰越分につきましては、平成26年度の実績から見込み計上いたしております。主なものといたしましては、市民税個人分及び固定資産税、軽自動車税を見込んでおります。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

3 ページをお願いいたします。

款13. 分担金及び負担金、項 2. 負担金、目 1. 民生費負担金、節 1. 社会福祉費負担金につきましては、主なものとしまして老人保護措置費負担金でございます。

以上です。

江寄充伸子ども育成課長

続きまして、その下でございます。

節 2. 児童福祉費負担金の主なものといたしましては、1 行目でございます、市内の14の保育所と市外の認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。

以上でございます。

村山一成市民協働推進課長

その下でございます。

款14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 1. 総務使用料のうち総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センターの使用料を計上しております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

目 2. 民生使用料、節 1. 社会福祉使用料につきましては、老人福祉センター使用料等でございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に下の、目 3 の衛生使用料、節 1. 保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料は、センターで受診された方の診療報酬分と窓口での自己負担分を計上しておるところでございます。

以上です。

塚本 静一 市民課長

4 ページをお願いいたします。

款14. 使用料及び手数料、項 2. 手数料、目 1. 総務手数料、節 1. 総務管理手数料の主なものとしましては、印鑑証明の手数料を見込んでおります。

平塚 俊範 税務課長

その下であります、節 2. 徴税手数料といたしまして、税務関係証明手数料の見込み額を計上いたしております。

以上です。

塚本 静一 市民課長

すぐ下段の節 3. 戸籍住民基本台帳手数料の主なものとしましては、戸籍証明手数料と住民票証明手数料を見込んでおります。

橋本 有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

款15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしまして国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金などがございます。

以上です。

江 寄 充 伸 こども育成課長

続きまして、5 ページの一番上をお願いいたします。

節 2. 児童福祉費国庫負担金の主なものを申し上げます。

1 行目の施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で、施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する国庫負担金で、国の負担割合 2 分の 1 となっております。

2 行飛びまして、児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の父または母親等に支給される手当でございます。負担割合は 3 分の 1 となっております。

一番下の、児童手当費負担金につきましては、中学修了までの児童を養育している方に支給される手当でございます。

負担率につきましては、45分の37から 3 分の 2 となっております。

以上でございます。

橋本 有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

節 3. 生活保護費国庫負担金につきましては、主なものといたしまして、生活扶助、医療

扶助等の国庫負担金である生活保護費負担金、また、自立相談支援事業費負担金につきましては、平成27年、本年4月から生活困窮者自立支援法が施行されますので、これに伴いまして、新たに取り組めます生活困窮者に対する就労、その他の支援のための事業費の負担金でございます。

次に、項2．国庫補助金、目1．民生費国庫補助金、節1．社会福祉費国庫補助金の主なものといたしましては、本年度、平成26年度に引き続き実施されます臨時福祉給付金給付事業費補助金及び事務補助金で、消費税の引き上げに伴いまして、低所得者対策として、支給対象者1人につき6,000円の給付金が支給されるものでございます。

また、地域生活支援事業費補助金は、障害者が自立した日常生活、あるいは社会生活を送るためのサービスを提供するもので、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業などがございます。

以上でございます。

江崎充伸こども育成課長

続きまして、その下でございます。

節2．児童福祉費国庫補助金のうち主なものといたしましては、2行目の保育緊急確保事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援法の附則に基づき、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るために、保育の需要が増大しております市町村等が行う事業に要する費用に対する補助金でございます。補助率は3分の1となっております。

1行飛びまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及びその下の子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金でございますが、昨年に引き続き、消費税増税に伴う子育て世帯への臨時的な給付措置で、1人当たり3,000円を支給することといたしております。補助率は10分の10となっております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

節3．生活保護費国庫補助金につきましては、生活保護適正化事業のためのセーフティネット支援対策事業等の補助金でございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に下の、目2の衛生費国庫補助金、節1．保健衛生費国庫補助金は、女性特有のがんである子宮がん、乳がん検診に係る無料クーポン券の補助金です。国庫補助対象額の補助率は2分の1であります。

下の、保育緊急確保事業補助金は、乳児家庭全戸訪問の赤ちゃん訪問事業と養育環境に關

題がある家庭を訪問する養育支援家庭訪問事業に対する補助金です。補助率は国 3 分の 1、県 3 分の 1 となっております。

以上です。

江寄充伸 こども育成課長

ページめくっていただきまして、6 ページの一番上でございます。

目 4. 教育費国庫補助金、節 1. 教育総務費国庫補助金でございますが、幼稚園就園奨励費補助金でございます。補助率 3 分の 1 となっております。

以上でございます。

塚本 静一 市民課長

すぐ下段でございます。

同じく、款 15. 国庫支出金でございますけど、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人の住民異動等の事務に係る、中長期在留者住居地届出等事務委託金でございます。

以上でございます。

林 吉治 国保年金課長

その下の、目 2. 民生費委託金のうち節 2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

以上です。

内田幸男 市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、目 3 の衛生費委託金、節 1. 保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査委託金を計上しております。前年度に比べ 1,100 万円ほど減額になっておりますが、このことについては、歳出のほうで申し上げたいと思います。

以上です。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金で申しあげました国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援関係の負担金等の県負担金の部分でございます。

以上でございます。

林 吉治 国保年金課長

同じく、節 1. 社会福祉費県負担金のうち 5 行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金に

つきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその4分の3を負担するものでございます。

以上です。

江寄充伸 こども育成課長

続きまして、7ページが一番上でございます。

節2. 児童福祉費県負担金でございますが、国庫負担金の中でそれぞれ説明いたしました分の県負担金でございます。負担割合につきましては、それぞれ4分の1となっております。

なお、一番下の児童手当負担金につきましては、負担割合は45分の4から6分の1となっております。

以上でございます。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

節3. 生活保護費県負担金につきましては、居住地がないなどの被保護者の保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県負担金でございます。

以上です。

村山一成 市民協働推進課長

その下の、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金につきましては、市民協働推進課内に配置をしております、消費生活相談員2名のうち1名分の人件費相当額及び研修費等の助成を受けるための消費者行政活性化事業費補助金を計上しております。

以上でございます。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金の主なものといたしましては、民生委員・児童委員活動等交付金は、民生委員、児童委員、合計143人分の活動費及び弥生が丘地区を含めました8地区の会長活動費、協議会推進費、運営費でございます。

また、重度心身障害者医療助成事業補助金は、自己負担分に対する助成事業の県補助金でございます。

以上です。

江寄充伸 こども育成課長

その下でございます。

節2. 児童福祉費県補助金でございますが、ひとり親家庭等医療費補助金、その下の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、ひとり親家庭等及び子育て世帯に対する医療費を助成するもので、補助率につきましてはともに2分の1でございます。

その下の、保育対策等促進事業費補助金につきましては、安心して子育てができるよう環境整備を推進する制度でございまして、補助率は3分の2となっております。

その下の、保育緊急確保事業費補助金につきましては、国庫補助金の中で御説明いたしました分の県補助金でございます。

以上でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、8ページをお願いいたします。

次の、目3の衛生費県補助金、節1. 保健衛生費県補助金を御説明します。

健康増進事業補助金は、一般保健事業である健康手帳の交付などの健康教育、健康診査や健康相談、家庭訪問指導に対する県の補助金です。補助率は3分の2です。

次に下の、がん検診受診率向上事業費補助金は、個別勧奨、再勧奨に係る郵送料などの県の補助金です。なお、補助率は2分の1でございます。

次に、自殺対策緊急強化事業費補助金は、カウンセラーによる相談事業に係る県補助金です。

次に、妊婦安心風しん予防接種事業費補助金は、妊娠を予定、または希望する女性及び妊婦の同居者に対する予防接種費の県補助金でございます。

以上です。

平塚俊範税務課長

その下であります、項3. 委託料、目1. 総務費県委託金、節2. 徴税費委託金につきましては、県民税の徴収委託金として計上いたしております。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金につきましては、地域福祉基金の利子となっております。

また、一番下、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目3. 地域福祉基金繰入金、節1. 地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉基金利子を地域福祉基金の繰入金として繰り入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。

一番下のほうになります、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入のうち地域支援事業受託料につきましては、広域組合介護保険課からの受託事業収入等ございまして、地域支援事業として介護予防事業や食の自立支援事業等を実施しております。

以上でございます。

林 吉治国保年金課長

同じく、節 1. 民生費受託収入のうち 2 行目の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る人件費や物件費などの経費につきまして、広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に下の、節 2 の衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの委託料でございます。

次に、10 ページをお願いいたします。

款 21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 2 の保健衛生雑入のうち健康診査等受診料は、受診者が負担する実費徴収分でございます。

下の、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館から建物の占用や共用部分に係る電気料や維持管理費の負担分を計上しておるところでございます。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、節 4. 雑入のうち障害児通園施設介護給付費は、ひかり園の児童発達支援放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

また、高齢者福祉施設雑入は、中央デイサービスセンター、中央在宅介護支援センター等の燃料費、光熱水費の事業者負担相当分でございます。

また、高齢者福祉乗車券負担金は、路線バス及びミニバスの乗車券の個人負担分でございます。

以上です。

林 吉治国保年金課長

同じく、節 4. 雑入のうち 6 行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、広域連合への派遣職員 1 人分の人件費相当分が広域連合から交付されるものでございます。

以上です。

江寄充伸こども育成課長

同じく、節 4. 雑入のうち下から 4 行目、保育所職員給食費につきましては、公立保育所 4 園の保育士と職員からの給食代でございます。

その次の行の、一時預かり事業雑入及びその次の行の、延長保育促進事業雑入につきましては、それぞれ利用者から徴収いたします利用料でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

村山一成市民協働推進課長

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

資料11ページのほうをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目10の市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節 8. 報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会、男女共同参画懇話会等の委員の謝金及び市民を対象にいたしました法律相談を行うための司法書士及び弁護士に対する謝金などでございます。

節 9. 旅費の主なものにつきましては、平成27年度、7月から8月にかけて鳥栖市の中高生をドイツ・ツァイツ市のほうへ派遣する旅費が主なものでございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料でございます。

12ページをお願いいたします。

一番上の、節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センターに対する助成を行います補助金、市民活動支援補助金及び市内76町区に対する自治会活動費補助金、また、弥生が丘地区をはじめといたしまして、8地区のまちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

その下でございますが、目11. まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節 7. 賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員34人分の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施をいたします講座等の講師謝金及び放課後子ども教室指導員の謝金でございます。

節11. 需用費につきましては、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節12. 役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビ・インターネット利用料、電話料、公民館行事の傷害保険料でございます。

節13. 委託料の主なものは、まちづくり推進センターの施設管理運営委託料でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、平成27年度に元町公民館及び下野町公民館の建てかえに伴いまして助成をいたします施設整備補助金でございます。

以上でございます。

平塚俊範税務課長

その下であります、項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費のうち節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、税務課職員30名のうち28名分の人件費でございます。

次に、目 2. 賦課徴収費の主なものについて説明させていただきます。

節 1. 報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬でございます。

節 7. 賃金につきましては、繁忙期の市民税係及び管理収納係の臨時職員の賃金でございます。

14ページをお願いいたします。

節11. 需用費の主なものといたしましては、トナーやインクカートリッジ等の消耗品及び市税口座振替依頼書等の印刷製本費でございます。

節12. 役務費につきましては、賦課徴収のための郵送料及びコンビニ収納業務委託手数料などでございます。

節13. 委託料につきましては、固定資産税土地評価システム改修及び固定資産評価等の委託料等でございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、固定資産税の土地、家屋評価システム関連機器の賃借料及び国税連携のための地方電子申告支援サービス使用料などでございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会の運営のための負担金、これは、平成25年度のたばこ税収額に応じた鳥栖市の負担額でございます。また、地方電子化協議会負担金につきましては、国税連携のための負担金でございます。

節23. 償還金利子及びは割引料につきましては、税額更正等による市税の還付金でございます。

以上です。

塚本 静一 市民課長

15ページをお願いいたします。

項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費の主なものは、節 2. 給料から節 4. 共済費まで市民課職員18名分の人件費でございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、事務機借上料として、戸籍総合システム等に係る機器等の借上料でございます。

以上でございます。

橋本 有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

16ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、市民福祉部長及び社会福祉課、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員など36名分の人件費でございます。

節13. 委託料の主なものは、民生委員児童委員活動業務委託料で、民生委員児童委員143名分の年間活動費と地区会長 8 名分の会長活動費でございます。

17ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、社会福祉協議会補助金は、社会福祉協議会の運営補助等で、ふれあいのまちづくり補助金は、地区社協コーディネーター活動費やふれあい事業に対して補助をするものです。また、全日本同和会補助金、民生委員児童委員連絡協議会補助金について、それぞれ計上させていただいております。

節28. 繰出金は、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定化支援など、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

次に、目 2. 障害者福祉費でございます。

その主なものについては、18ページをお願いいたします。

節 7. 賃金は、ひかり園指導員 5 名及び嘱託職員 2 名分の賃金でございます。

節 8. 報償費は、ひかり園言語指導等の指導員謝金、障害者福祉計画策定に伴います策定委員の謝金などでございます。

一番下、節13. 委託料の主なものにつきましては、障害者福祉計画調査業務委託料につきまして、計画策定に伴いますアンケート調査業務を委託するものでございます。

平成27年度の当初予算主要事項説明書のほうの資料をお願いいたします。その 5 ページを、お開きいただければと思います。

こちらに概要のほうを書かせていただいておりますが、障害者福祉計画につきましては、本年度策定中でございます第 4 期の障害福祉計画の上位計画となります。

それで、平成28年 3 月で障害者福祉計画は、第 3 期が終了いたしますので、平成28年度から平成32年度までの 5 年間の第 4 期の計画を策定するものでございます。障害福祉計画、現在作成中の計画が生活支援を中心課題としたものに対しまして、来年度策定いたします障害者福祉計画は、長期的視点に立って、総合的な取り組みを策定するものとなっております。

策定スケジュールにつきましては、有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者、市民代表等で構成いたします計画策定委員会などで議論を行い、また、庁内の関係部署で構成する推進会議及び幹事会でも検討をする予定にしております、平成27年

年内に素案を策定いたしまして、平成28年の年明けにはパブコメ、最終案を来年3月までには策定いたしたいと考えております。

それでは、委員会資料に戻っていただきまして、18ページでございます。

同じく、委託料でございます。

下から4つ目になりますが、外出介護委託料につきましては、発達障害児支援専門員の巡回支援に伴う派遣事業の委託でございまして、屋外での移動困難者に対するヘルパーによる移動支援のための外出介護事業の委託でございます。

その下、相談支援事業につきましては、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターでの障害者やその家族の相談に応じまして、必要な情報提供及び権利擁護のための援助等を行うための相談支援業務を委託するものでございます。

一番下になりますが、日中一時支援事業は、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対して、日中の活動の場の提供や日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

19ページをお願いします。一番上でございます。

社会福祉会館の指定管理料につきましては、身障者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

次に、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、地域活動支援センター補助金がございます。これにつきましては、身体障害者福祉作業所、安楽寺作業所での創作的活動や生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助となっております。

一番下から2番目の福祉タクシー助成金につきましては、身障1級、2級、療育A及び精神1級、2級の障害のある方に対して、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

節20. 扶助費の主なものにつきましては、重度心身障害者医療費は、身障1級、2級、療育A等の重度身障者の医療費の自己負担につきまして、500円を差し引いた額を助成するものでございます。障害者自立支援医療費は、障害軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

また、障害児施設給付費につきましては、障害児の通所支援に係る給付費でございます。

また、障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付きサービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者補装具費などでございまして、個別に支給決定が行われます障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

次に、地域生活支援事業といたしまして、日常生活用具給付等事業費は、自立生活支援用具など日常生活用具の給付、または貸与を行うものでございます。そのほか、訪問入浴サービスなども行っております。

一番下、特別障害者等手当は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対しまして、手当を支給することで福祉の向上を図るものでございます。

20ページをお願いいたします。

次に、目3. 老人福祉費でございます。

節2. 給料は、地域支援事業の事業費支弁人件費といたしまして、高齢者福祉係職員の給料の一部に充たるものでございます。

節8. 報償費の主なものは、敬老祝金で80歳が555名、85歳389名、88歳237名、99歳30名、100歳8名、合計1,219名に対して支給する見込みでございます。

また、在宅寝たきり老人等介護見舞金は、65歳以上で在宅で寝たきりの高齢者、または重度認知症高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものでございまして、介護者21名を見込んでおります。

節13. 委託料の主なものにつきましては、上から3つ目の食の自立支援事業委託料は、おおむね65歳以上の独居や高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

一つ飛んで、次の緊急通報システム事業委託料は、在宅のひとり暮らしの高齢者等の安全確保や緊急時の対応のため警備保障会社に委託するものでございます。

介護予防事業委託料は、一次予防を対象者教室、二次予防対象者教室、ロコトレ教室、ふまねっと教室など一般の高齢者の健康長寿の推進と介護予防を図るため実施する事業委託料でございます。

21ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険事業に伴う負担金でございます。

これにつきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費、事務費などに関する負担金となっております。

高齢者福祉乗車券助成事業につきましては、75歳以上の高齢者を対象といたしまして、市内及び広域の路線バス、ミニバスの利用について、年間で1人当たり3万円を上限として助成するものでございます。乗車賃の7割を公費負担するものでございます。

シルバー人材センター補助金につきましては、運営補助を行うものでございます。また、

敬老会補助金については、敬老会の主催者に対しまして75歳以上の高齢者1人につき1,500円の補助を行うものでございます。

節20. 扶助費の主なものといたしまして、老人保護措置費は、65歳以上の高齢者で身体や経済上の理由で居宅での養護が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

次に、目4. 老人福祉センター費のうち節7. 賃金につきましては、中央老人福祉センターの嘱託職員2名分の賃金でございます。

22ページをお願いいたします。

節11. 需用費につきましては、主に中央老人福祉センターの燃料費、光熱水費でございます。

節13. 委託料は、主なものといたしまして、中央老人福祉センターの警備、昇降機・機械設備等保守点検及び室内清掃・管理業務等の委託料でございます。

以上です。

林 吉治国保年金課長

その下の、目5. 老人保健医療費につきましては、老人保健制度は、後期高齢者医療制度の発足に伴い廃止されておりますが、社会保険診療報酬支払基金の老人保健特別会計におきまして、老人保健制度時の老人保健医療受給者に高額医療費等の支払いがあった時や行政機関の医療機関等への指導、監査により医療費の返還などの経過措置が継続中であるため、老人保健医療費の給付事務等が生じた場合のため設けているものでございます。

その中で、節23. 償還金利子及び割引料の老人医療費返還金につきましては、平成26年度に老人保健医療費の返納金がありましたため、社会保険診療報酬支払基金12分の6、国12分の4及び県12分の1という、老人保健医療費の負担割合に応じてそれぞれに返還するものでございます。

次に目6. 後期高齢者医療費のうち節2. 給料から節4. 共済費につきましては、広域連合に派遣いたしております職員1人分の人件費でございます。

23ページをお願いいたします。

同じく、目6. 後期高齢者医療費の節7. 賃金から節13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る人件費や物件費などの経費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費の見込額に対する公費負担分でありまして、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

その下の、後期高齢者はり・きゅう助成費につきましては、はり・きゅう施術料として、

後期高齢者 1 人当たり、1 回につき1,000円を助成するものでございます。

節28. 繰出金のうち後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金でございます。及び、後期高齢者医療特別会計事務費は、一般管理費や賦課徴収などの事務費、並びに佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金は、広域連合が業務運営をしていく事務経費等の負担金でございます。

これらにつきまして、それぞれ後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、目 7. 臨時福祉給付金給付費でございます。

23から24ページのほうで、給付費に伴います事務経費及び給付金について計上させていただいております。

先ほどの、主要事項説明書のほうを見ていただきまして、6 ページをお願いいたします。

臨時福祉給付金につきましては、平成26年 4 月の消費税率引き上げに伴い、本年度、平成26年度は、その影響の緩和策としまして、市町村民税の非課税の方などに対しまして1 万円、それと加算が5,000円部分について支給していたものでございます。今回、平成27年度におきましても、引き続き簡素な給付措置といたしまして、低所得者への消費税の影響を緩和するため臨時福祉給付金の支給が行われることとなっております。

給付金支給事務に係る経費といたしまして1,083万1,000円、それで、給付見込み額が7,200万円、1 人当たり6,000円で、1 万2,000人分を見込んでいるというところで所要の額を計上いたしております。

以上でございます。

江寄充伸こども育成課長

続きまして、同じページでございます。

項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉費総務費のうち主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬につきましては、婦人相談員 1 名分の報酬でございます。

節 7. 賃金につきましては、母子自立支援員 1 名、子育て支援総合コーディネーター 2 名及び臨時職員 1 名分の賃金でございます。

25ページをお願いいたします。

節12. 役務費のうち手数料につきましては、子どもの医療費助成事業のレセプト審査支払い手数料でございます。

節13. 委託料のうち主なものにつきましては、2 行目の社会福祉会館の児童センター指定

管理料及び一番下の行でございますが、利用会員及び協力会員による会員制の子どもの一時預かり事業でございますファミリー・サポート・センター事業委託料でございます。

飛びまして、節20. 扶助費の主なものにつきましては、1行目の児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭等に対して支給される手当でございます。

2行目の母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親の父、または母が、資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。

その次の、ひとり親家庭等医療費とその次の子どもの医療費につきましては、ひとり親家庭等及び子育て世帯に対する医療費を助成するものでございます。

その下の、未熟児養育医療費につきましては、入院等を必要とする未熟児に対し医療費の助成を行うものでございます。

一番下になりますが、母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保を実施し、母子生活支援施設に入所させたときに支弁されるものでございます。

めくっていただきまして、26ページをお願いいたします。

目2. 保育園費のうち主なものについて申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、保育所職員45名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、保育所の代替保育士等の賃金でございます。

27ページをお願いいたします。

一番上の、節13. 委託料につきましては、公立保育所4園の消防点検、警備業務等の施設管理委託料でございます。

飛びまして、節19. 負担金補助及び交付金のうち2行目の施設型給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行する施設型給付及び地域保育型給付を受ける施設の運営に対する負担金でございます。

一番下の、私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施いたします延長保育、一時預かり保育、休日保育、病後児保育、障害児保育、子育て支援センター事業等特別保育についての補助でございます。

続きまして、同じページでございます。

目3. 家庭児童相談費のうち節1. 報酬につきましては、家庭児童相談員2名に対する報酬でございます。

ページめくっていただきまして、28ページをお願いいたします。

目4. 児童手当費でございます。

節2. 給与から節4. 共済費につきましては、児童手当の担当職員1名分の人件費でござ

います。

飛びまして、節20. 扶助費の児童手当につきましては、中学校修了までの子供を養育する親等に支給される手当でございます。

続きまして、目5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費でございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、昨年度に引き続き、消費税率の引き上げに対する子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から臨時的な給付を行うものでございます。

今年度につきましては、1人当たり3,000円を給付することとなっております。平成27年5月31日を基準日といたしまして、支給開始のほうを10月から予定しておりまして、対象者として約6,800世帯、1万1,800人を見込んでおります。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費までは、保護係職員5名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、レセプト点検、相談支援員、就労支援員等の賃金でございます。

30ページをお願いいたします。

節20. 扶助費につきましては、生活困窮者に対する住居確保のための給付措置である住居確保給付金でございます。

申しわけございません。主要事項説明書の8ページを、もう一度お願いいたします。

今度、8ページをお願いいたします。

生活困窮者自立相談支援制度につきましては、平成25年の12月に生活困窮者自立支援法が公布されまして、本年4月1日から施行されることになっております。

これに伴いまして、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うものでございまして、事業内容といたしましては、相談に応じまして就労の支援、あるいは必要な情報提供、助言等を行うこと。また、支援のためのプランの作成や関係機関との調整を行う予定といたしております。

このため、支援のための相談支援員2名と就労支援員1名を配置する予定でございます。

また、住居確保給付金事業につきましては、これまで時限措置として行われておりました、離職による住宅喪失者に対する住宅支援の給付事業が、今回の生活困窮者自立支援法の法施行に伴いまして、制度化されるということで、自立相談支援と合わせまして生活困窮者対策として実施するものでございます。

それでは、委員会資料に戻っていただきまして、30ページのほうをもう一度、お願いいたします。

目 2. 扶助費、節20. 扶助費につきましては、生活保護に伴います生活扶助及び医療扶助等でございます。

以上でございます。

林 吉治国保年金課長

31ページをお願いいたします。

項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 人分及び臨時職員等の人件費のほか、国民年金の事務処理等に要する経費でございます。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

一番下になります。

項 5. 災害救助費、目 1. 災害援助費、節20. 扶助費につきましては、火災、水害等の災害の罹災者に対しまして、見舞金等を支給するものでございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次のページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、健康増進課15名、国保年金課 5 名分の計20名分の人件費です。

節 7 の賃金は、乳幼児健康診査などの母子保健事業に従事する保健師、看護師等の資格を持った臨時職員の賃金です。

節 8 の報償費は、各母子保健などの事業実施のための心理カウンセラーや歯科医師、臨床心理士の方への謝金でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

節13の委託料の主なものについて御説明します。

1 番目の保健センター管理委託料は、保健センター施設内の清掃業務や空調、エレベーターなどの設備保守点検業務、植木管理業務などの委託料でございます。

3 番目の休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の一次救急医療の確保のために、鳥栖三養基医師会に運営委託するものでございます。

次に、下の妊婦・乳児健診委託料は、妊婦 1 人に対し14枚の妊婦健診補助券、また、乳児 1 人に対し乳児健診受診票を 2 枚交付するものでございます。

次に、一つ飛びまして、下の 1 歳 6 カ月、下の 3 歳児健診委託料は、母子保健法に基づく健診委託料でございます。

次の、幼児健診事後指導委託料は、発達障害者支援法に基づき 1 歳 6 カ月、3 歳児健診などで発達障害の疑いのある幼児の保護者に対しての相談会の費用でございます。

次の、母子保健推進事業委託料は、母子保健推進協議会への委託料でございます。地域の推進員64名が乳幼児の家庭を訪問し、各種子育て教室、健康診査などの受診勧奨、また、育児相談に当たっておるところでございます。

次に、節19. 負担金補助及び交付金について御説明します。

まず、広域小児救急医療支援事業負担金は、夜間の小児救急医療体制を確保するため聖マリア病院内に設置されております、久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

次に、県救急医療情報システム運営負担金は、県のホームページにあります救急医療や医療機関の情報を県民に提供する 99 佐賀ネットの運営経費の負担金でございます。

次の、鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、鳥栖三養基地区内の看護師不足を整うため鳥栖三養基医師会による看護学校運営に対して佐賀県及び三養基 3 町と分担している運営補助金でございます。

次の、病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療として、市内 9 医療機関の輪番制の経費に対する補助金でございます。

次に、節20. 扶助費の妊婦健診費は、里帰り出産などのため県外の契約医療機関以外で健診を受けた方に、領収書をもとに償還払いする経費でございます。

次の、不妊治療費の助成は、人口受精や顕微授精などの高額な不妊治療を受けてる方の経済的な負担を軽減するため県の助成額に上乗せする形で、助成額は年間10万円が上限で、年 1 回の 5 回を限度とし60名分を計上しておるところでございます。

次に、目 2 の予防費の主なものについて御説明いたします。

節 7 の賃金は、一般の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師、看護師等の資格を持った臨時職員の賃金です。

次のページをお願いいたします。

節 8 の報償費は、まず、健康教室講師等謝金は、健康大学などで講話していただく医師や歯科医師、また、運動教室などに派遣しております健康運動指導士などへの謝金でござい

す。

次に、健康づくり推進協議会謝金を計上しております。

平成27年度の当初予算、主要事項説明書の10ページにも記載しておりますが、本市の保健計画である第2期うららトス21プラン及び食育推進計画が、ともに平成27年度に最終年を迎えることから、この計画の最終評価と次期計画策定のための御意見をいただくため、健康づくり推進協議会委員の謝金を計上しております。

次の、健康マイレージ報奨金は、成人版のうらら健康マイレージ事業によるポイント交換分を保育園や小中学校などへの寄附や交換商品の経費でございます。

次の、健康マイレージ賞品代は、子供版健康マイレージの参加者の小学生へ交付するノートの経費でございます。

節12の役務費は、各種健康診査や予防収集を通知するための郵送料などの通信運搬費が主なものでございます。

次に、節13. 委託料の主なものについて御説明いたします。

このうち、がん検診委託料とアスベスト健康診断等委託料につきましては、平成27年度の当初予算、主要事項説明書で御説明しますので委託料の最後に御説明します。

まず、上から2番目の肝炎ウイルス検診委託料は、20歳以上を対象にしたB型肝炎とC型肝炎の感染を判定する血液検査の委託料でございます。

次に、5番目の健康づくり推進事業委託料は、各地区まちづくり推進センター等において、地区住民に対して生活習慣病予防等の食習慣につきまして、普及啓発を行うための食生活改善推進協議会への委託料でございます。

次に、一つ飛びまして、下の健康診査委託料は、20歳から39歳までの健康診査や、40歳、50歳、60歳及び70歳を対象にしました歯周疾患検診、また、40歳から5歳刻みの70歳までの女性を対象にした骨粗鬆症検診などの委託料でございます。

最後の予防接種委託料は、4種混合、BCGなど定期予防接種と、妊娠安心風しんの任意予防接種などの経費を計上しておるところでございます。

それでは、がん検診委託料の御説明をします。

主要事項説明書の9ページのほうで御説明します。9ページをお願いいたします。

平成27年度の重要事項として、引き続きがん検診の受診率向上に努めてまいる所存でございます。

②のほうに、受診率の向上ための実施内容として、まず今年度、6種類のがん検診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんのフルコースメニューの受診率が高かったことから、新年度は、その実施日数を3日間から6日間にいたします。

また、これまでの3種類のがん検診、胃がん、大腸がん、前立腺がんのアラカルトに、新たに肺がんを加え、男性の全てのがん検診に対応し、より受診しやすい環境に努めるところでございます。

次に、今年度から集団検診のがん検診を無料化したことから、引き続きがん検診の日程チラシの全戸配布を実施するとともに、商工会議所などの事業所関係者へ、チラシ配布や各町の掲示板などにポスターなどを掲示して、市民への周知を図りたいと考えております。

次に③として、引き続き働く女性等の受診機会拡大のため市内医療機関による乳がん、子宮がん検診の個別検診を実施いたします。

また、④、⑤も引き続き、国、県の補助事業を活用して、各々対象者に無料クーポン券の配付やクーポン券未受診者及びがん検診未受診者の再勧奨を実施するところでございます。

次に、アスベスト健康診断等業務委託料について御説明します。

同じく、主要事項説明書の11ページをお願いいたします。

歳入で申し上げましたが、新年度は、国の委託金が平成26年度の1,462万6,000円から352万4,000円となっており大幅減となっております。ここにも記載しておりますが、平成22年度から5カ年、国の委託で実施しました第2期健康リスク調査は、平成26年度で終了いたします。

平成26年度は、健康リスク調査の最終年であったことから対象者全員のエックス線検査、CT検査を実施しておりますが、平成27年度からは、国は健康管理の実施に伴う課題を抽出し対応方策について調査検討するとしていることから、従来の胸部エックス線検査は、市町村の肺がん検診で実施することとし、石綿の暴露歴があり胸膜プラークなどの所見もある人のみ胸部CT検査としているため、国の委託額は、平成26年度の1,462万6,000円から352万4,000円となっております。

本市としましては、石綿による中皮腫、肺がん等の健康被害は、石綿暴露から発症までに40年前後と潜伏期間が長いことから昭和61年のエタニットパイプ工場閉鎖から28年ほどしかたっていないことを考えますと、今後も石綿による健康被害が発症する可能性があります。

このことから、下段に記載しておりますが、調査対象者のうち、これまで石綿の暴露歴のほとんどない人は市町村の肺がん検診で対応いたしますが、②の方たちは読影ができる専門の医療機関でのエックス線検査を行っていきいたため、その費用150万円を加え総額502万4,000円を計上しております。

それでは、委員会資料に戻りまして、35ページをお願いいたします。

節20の扶助費のがん検診費は、乳がん、子宮がんの対象者で、クーポン券が届く前にかん検診を受けた人に対する償還払いの経費です。

健康増進課の歳出説明は、以上でございます。

それでは、最後でございます。

以上で、議案乙第9号 平成27年度鳥栖市一般会計予算の市民福祉部関係の説明を終わらせていただきます。

執行部の説明が終わりました。

質疑もあると思いますが、暫時休憩をします。

再開をいたします。

執行部の議案の説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

12ページの市民協働推進費でお伺いをいたします。

それから、まちづくり推進センター費のまちづくり推進職員が34名、本年度に何名、新規採用されておるのか。

それから、委託料の放課後子ども教室事業、どのような事業をなされているのか。

– 64 –

それから、まちづくり推進センターの工事請負費。これ、センター何箇所分なのか。営繕費の69万2,000円、どこをどう営繕されようとするのか。

それから、県公民館連合会負担金、どこに、この負担金を支払われているのか。

それから、まちづくり推進センターの事務機器借上料。これ、パソコンの借上料なのか、何台分なのか、リース期間は何年から何年。

それから、NHKの受信料、これ何カ所分なのか。

以上です。

村山一成市民協働推進課長

すいません、わかる分からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、まちづくり推進協議会の補助金に関してございますけれども、今回815万1,000円ということで弥生が丘地区も含めまして、各まちづくり推進センターの分の補助金を計上させていただいております。

構成員の人数を、ということでございましたけれども、各地区によりまして構成員等変わってまいりますので、確実な人数のほうを今、把握しておりませんので、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思います。

また、賃金でございます。今回、34名分の賃金を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、新規採用を今回、7名行っております。退職をされた方も含めまして、7名分ということで、7人新規で採用をしております。

それから、放課後子ども教室の指導員の謝金ということでございますけれども、これにつきましても各地区でそれぞれに、各まちづくり推進センターのほうでお願いをしております講師の人数が違いますので、こちらにつきましても正確な数字を把握いたしまして、また、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、放課後の小学生等を対象にいたしまして、まちづくり推進センターのほうで行われている教室でございまして、各まちづくり推進センターのほうで茶道教室であったり、そろばん教室、英会話、物づくりの教室であったり、さまざまな教室のほうを実施しております。

謝金についてはおおむね、大体2,000円から4,000円程度をお支払いしているというところでございます。

また、リース料につきましてでございますけれども……。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

引き続きでございますが、まちづくり推進センターの事務機器の借上料につきましては、各地区に配置しております、まちづくり推進センターに配置をしておりますコピー機と印刷

機の借上料ということでございまして、リース期間は、再リースをずっと実施をしておりますので、今現在1年で契約のほうをしておるところでございます。

それから、ちょっと戻りまして、工事請負費でございますけれども、営繕工事費で69万2,000円の計上をしておりますが、これにつきましては、田代まちづくり推進センターの分館でございまして、今年度に浴室改修のほうを実施させていただいたところでございますが、入浴事業を実施している際に、ボイラーを、実施するため燃料タンクを地下に埋設をしておりますが、この分について平成26年度改修後に、消防署のほうから撤去をしてくださいと、いうふうな指導がございましたので、今回新たに地下の埋設タンクのほうの撤去をする予定にしておるところでございます。

それから、県公民館連合会負担金でございますけれども、これにつきましては、佐賀県内で公民館連合会を設置をしておりますので、そちらのほうに支払いのほうをするということでございます。運営費としての負担金でございます。

それから、NHKの受信でございますけれども、これにつきましては、各まちづくり推進センターのほうに設置をしているテレビですね、設置をしておりますので、旭だけが旧公民館と旧老人センターの2施設ございますので、旭だけが2台ということになっております。あとは、各本館と分館にそれぞれ1台ずつ設置をしているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

あと、わからん点が……、担当課にちょっとお聞きします。

これ、NHKの受信料、これ16万8,000円で、かなり安いですね。何カ所ですか。

村山一成市民協働推進課長

受信料を支払っている施設でございますが、12施設でございます。

すいません、補足をさせていただきます。

11施設でございまして、旭のセンターのほうに2台ございますので、2台目のほうが半額で割引を受けております。

以上でございます。

小石弘和委員

これ、1カ所当たりお幾らなんですか、これ。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

NHKの受信料につきましては、11施設分が1施設当たり1万4,545円です。それと、旭のまちづくり推進センターの2台目ですね。半額になる分が7,272円でございます。

1万4,545円が11施設、7,272円が1施設でございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあこれ、年間、要するに1万4,545円というふうなことで理解していいんでしょうか。

村山一成市民協働推進課長

そのとおりでございます。

小石弘和委員

終わります。

飛松妙子委員

また、内田課長のほうにがん検診をお聞きしたいと思うんですけど。

説明を、資料のほうか、主要事項のほうでしていただいた9ページ、9ページですね。

まず、予算が、前年度より減額されている理由は何かあるでしょうか。あと、目標は、今度何%アップでされてあるのか教えてください。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

先ほど、午前中の3月補正の時にがん検診の委託料ですけど、300万円ほど減額されております。

その実績に基づいて、財政当局のほうで査定されておりますので、前年度よりこの額になっておると、当該年度。ただし、先ほど申し上げましたように、検診の受診者数が伸びれば、これは補正で対応ということになると考えております。

それと、もう一つは、年度の予算の数値目標ですかね。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

まだ、平成26年度の受診率が確定しておりませんので、平成25年度分との比較になってしまいうんですけど、一応、平成25年度のがん検診の受診率から、それぞれのがんで多少違いがありますけれど、1%から2%の増で予算要求をしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけど、受診率50%目標が2016年度っていうことで、国のほうがなっているかと思うんですけど。それには、ちょっとほど遠い目標になってますので、もっと受診率を上げる対策が必要かなっていうので、さっきフルコース、それから、いろんなところにチラシを配布してということだったと思うんですけど。

チラシの配布もそうなんですけれど、市役所の中でも、ぜひトイレの中とか、いろんなところに張り紙をしていただきたいのと、あと、ぜひ市役所の皆さんも検診、どのくらいされているのか、受診率とか、そういうのもぜひ調べていただいて受診率を上げていただきたい

なっているのと、あと、胃がん検診は、やっぱりバリウム検診のままですよ。

バリウム検診をしたあとに、再受診された方っていうのは、今年度大体何人ぐらい、胃カメラを飲まれた方っていうか、わかりますかね、要検査。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

今、飛松委員さんのほうから3問ほどありましたので、まず、冒頭の2問は私が答えまして、最後のやつは坂井参事のほうに答えさせたいと考えておりますが、もう一つ、先ほど私言い忘れたんですが、この、がんの委託契約というのが単価契約なんですよ。1人ふえるたびに金額は上がっていくと、委託料がですね。そういうことで、受診率が伸びれば委託料がふえていくと。

いや、受診者数がふえればですね。まず、それが一言ですね。

それと、私も、このがんに関してちょっと勉強したんですが、要するに、今、日本人で年間126万人、1年間に日本人亡くなっているんですね。そのうち37万人が、がんで亡くなっていると、約3分の1ですね。

それで、これ総理府のほうのでアンケートとかとるんですよ。なぜ、がん検診がこんなに受診率が悪いのかと。

まず、アンケートの第1位は、やはり、先ほど申し上げたように、時間がない、時間の都合がつかない。それで、もう1つが、——今のが4割ぐらいで——もう1つが、3割以上が、自分が、がんだと知ると怖いからというんです。

それで、そのことに関しては、以前、飛松議員のほうから質問されたがん教育ですね。要するに、日本人の3人に1人が、がんで亡くなっているのに、このがんのことについて、よく知らないんですね。要するに今、世界の中でも日本は少子・高齢化、高齢化です、最速の高齢化です。がんは、遺伝子の老化と言われているので、それは、高齢者のがん患者がふえて、死亡者がふえているのは、もうこれ確かなんです。

そういうことの中で、じゃあこのがん受診率を上げていくためには、やはり先ほど、私も個別のそういう周知徹底ですね。それと先ほど、飛松議員さんのほうから提案されたことも含めて、そういう周知徹底と、あと、やはりがんに対する——私も今回、今度、課長になってがんのことを勉強しましたけれど、やはり知らないですよ。

例えば、今さっき……、最後の質問は、坂井参事に答えさせますけど、がんの死亡原因のあれは、先ほど言いました高齢化と、急速な高齢化ともう1つは生活習慣病なんですよ。それで、生活習慣病も日本全国によって違うわけですね。例えば、塩分を多く取る青森県とか、向こうは、胃がんの死亡者が第1位です。

それで、これもまた、世界によってまた違うんですけど、例えば、子宮がんとか、乳がん

がふえた理由もやはり食生活なんです。と言われてます。

そういうことも含めて、先ほど言われたようなことを、知識の普及と、そういうがんの受診率向上に向けて、いろんな面から検討したいと思っております。

最後の質問、ちょっと参事のほうにさせます。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

今年度の胃がん検診につきましては、ちょっとまだ12月末現在での数字でしかわかってないんですけど、要精密者が受診者の6.7%で、94名出ております。

そのうちに、精密検査を受診された方が53.2%ということになっております。これが、12月末現在での数字ですので、現在、要精密の結果が出て、うちのほうから紹介状を出して病院に行っていただくわけなんですけれど、その紹介状は、またうちのほうに結果が戻ってくるようになっておりますが、その戻ってきてない、多分未受診であろうと思われる方については今、担当者のほうから電話等で連絡をとって、受診勧奨を行っているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

尼寺省悟委員

大きく2点、質問します。

まず、1点目ですが、27ページ、子ども・子育て関係ですね。施設型等給付費ということで、これ12億4,274万円計上されております。

これは、新制度にかかわる給付費等だと、そういうふうに言われたわけですが、実はこれが、子ども・子育て、パブコメの説明会の時にいただいた資料なんですけど、平成27年度に、要するに、待機児童を解消するためということで、平成27年度ですね。認定こども園開設、地域型保育事業の開設で125名、既存保育所の定員増で80名と、こういうふうな対策が、これには掲載されておりますけれども、現時点でのめどですけども、どういう、これについてのめどが立っているのかということをもっとお尋ねしたいんですけども。

江寄充伸こども育成課長

4月から始まります子ども・子育て新制度ということで、この新しい給付費を支払う施設につきましては、現在のところ、あくまでもを予定でございましてけれども、地域型保育のほうに、現在、認可外の施設の方が――事業者の方がですね――6施設、新制度のほうに移行

される予定になっております。それと、もう御存じかと思いますがけれども、布津原幼稚園のほうで認定こども園というようなことで。

今現在、私どものほうで把握している新制度への移行施設については、以上7事業者でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今の時点では、平成27年度に、これによると205名、ね。205名という形で計画されておるんですけども、今の話ではどれぐらいの児童を確保できるといいますか、今の数字でいくとどれぐらいになるわけですか。

江寄充伸こども育成課長

私立の保育所につきましては、これから定員増については、新年度になってお願いしていくというようなことで、私立、今の認可保育所については想定ができておりません。

それと、地域型に移行される6施設については、一応、70名程度、定員としては70名程度でございますので、その分については新制度への移行と。

それと、布津原保育園のほうで約100名程度の保育の対象者になるのではないかと想定しております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

大体今のところ170名ぐらいですかね、その程度を確保している。

それで、計画では205名ですので、あと30名ほど不足しておることなんです、このまま推移していったら、本当に、これ以上ふえないといったときに、市としては、市の責任でどうこうするというようなことについての考えはどうなんですか、その辺までは。

江寄充伸こども育成課長

平成27年度から5年間の事業計画の中で、平成25年にアンケート調査を行った結果、保育需要として、現在のところ500名程度不足していると。

その不足している事業に対しての供給計画というようなことで、5年間かけて、供給不足を解消していくというような計画の策定を今やっております。

それで、あくまでもその年度、平成27年度での計画が実行できなかったときということではなくて、あくまでもこれから5年間をかけて、そういう今のニーズ調査を行った結果としての潜在需要を含めた、保育需要の供給に努めていくというようなことで考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

先ほど、地域型保育事業の開設で6施設と、これは、現在の無認可というのか、そこが移行してくるだろうということなんです。

それでちょっと私、気になるのはね、御承知のA型、B型、C型あるということで、その区分けで、A型でどれぐらい、B型でどれぐらい、C型でどれぐらいて、その辺まではわかりますか。わかればいいんですけども。

江寄充伸 子育て課長

現在、事業所のほうから申請書が上がってきている段階で、今審査中でございますので、確定したところは現在わかっておりません。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

それで、これはね、私の考え方なんですけど、そもそも地域型保育事業、A型、B型、C型があると。私は、これを全て否定するものではないんですけど、特に問題なのは、B型とC型と思うんですね。

自治体によって見たら、B型、C型にそもそも条例化してないところもあるし、それから、条例上ではABCあるけれども、事実上A型しか認めないという自治体もあるんですよ。

理由はわかっていると思うんですけども、そういった考え方というのは本市ではどうなんでしょうか。

江寄充伸 子育て課長

この点につきましては、9月議会で条例制定の審査をお願いした時にも、御説明申し上げましたけれども、まずは新制度へ移行していただくということが第一義というふうに考えております。

それから質の向上については、新制度以降に各事業所さんのほうで向上を図っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

この問題については、すぐには出らんでしょうからね。

ちょっとこの問題でもう1点ですが、これはもう平成28年、29年度の時点で保育所の新規整備ということで、定員90名から90名規模を2園と、180名というようなことがこの計画に載ってるんですね。担当者の方に聞くと、これはあくまで私立、私立ということで、公立の保育所ではないというふうなことを、ちょっと個人的に言われたんですが、そこで質問なんですけど、そもそも新制度といったものは消費税を増税すると、5%から8%、10%、そのことによってこういったことをするんだと。

だから私は、待機児童の解消というのはね、少なくとも保育所について言ったら、公立保育所を増設するということも、それを基本に置いて、やっぱりすべきだというふうには私は思っているんですけどね。少なくともそういった意味で、公立保育所をもし建設した場合、市の負担というのはどれぐらいなんですか。1園、この90名規模で。

当然、国、県からの補助金等々があると思うんですけども。

江寄充伸 子育て課長

公立保育所の整備については、現在のところ国、県の助成はございません。

以上でございます

尼寺省悟 委員

国、県の助成はない。消費税を増税しておいてね、こういうことっちゃうのは、ちょっと納得できないんですけど。まあ、これはいいです。

もう1点ですが、同和問題についてお聞きします。

今回も——ページ数いいですね——400万円ということで、そもそも、全日本同和会に対して補助金を出す理由については、補完的役割を果たしてもらっているからなんだというようなことを再三言われたわけですね。

それで、前回の時、去年500万円から400万円に下げたと。何で下げたのかという根拠を聞いた時に、はっきりした根拠言われなかったわけですね。

はっきりした根拠がどういうことかということ、普通、補助金といったら積み重ね、人件費が幾ら、交通費が幾ら、どうのこうの重なって全日本同和会、600万円ぐらいになっていると思うけども、それについて、市のほうがちゃんと算定をして、これは多すぎるとか、少ないとかいう形にして500万円とか、こうすると思うんですけども、そういった結果、400万円にしたんだというような、定かな説明というのは聞かれなかったんですね。言わなかったんですね。

そういった意味で今回400万円にしたと。400万円にしたことによって、補完的役割を果たすということについての何らかの支障というのはあったんですか。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

今回も本年度どおり、来年度予算については400万円ということで計上させていただいております。

それで、削減につきましては、県内の自治体で構成されております佐賀県同和对策推進連絡協議会の中で、一定、全日本同和会が交渉団体となっておりますので、それに対する補助金についてのあり方を検討する中で協議が行われ、協議会の中で一定の方向性が出て、その中で鳥栖支部については減額、という結果になったということで聞き及んでおりまして、来

年度につきましては、現状の維持ということで考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

今の問題なんですけど、本来は鳥栖市の補助金でしょうが。鳥栖市が主体となって、鳥栖市に対して全日本同和会鳥栖支部が、これだけの補助金がほしいということに対して、鳥栖市が主体的に考えてみてこうだというふうに決めたわけなんでしょう。

今の話によると、どうも鳥栖市の主体性ちゅうのか、何かなくて、県のほうで決められたから鳥栖市もこうやってしまえというなら、鳥栖市のあれというのが、何かね。

じゃあそこで、500万円、600万円というふうに増額になったら、鳥栖市も自動的に増額するというふうになるわけ。どうもその辺が、今一つわからないんですけどね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

鳥栖市で補助を出しているのは、全日本同和会の鳥栖支部ということで補助金を出しております。鳥栖支部の上部団体として、県の全日本の連合会がございますので、そういう部分も含めて関係自治体も、そちらとの協議も含めた中で、どのような形で補助金について考えるのかという中での結論だと思っております。

尼寺省悟委員

私は、そういった形で下げたことについては、それは評価しますけどね。

それじゃあ聞きますけど、例えば、佐賀市やったらね、一昨年とか、2年前、3年前の時点から、あそこ独自で考えてみて、それまで1,200万円やったとを600万円とか下げているんですよね。

だから鳥栖市としても、県のほうでそういうふうに決まったかもしれないけれども、いや、鳥栖市独自としてもっと鳥栖市の事情があるから、もっと減らしましょうということは、私はできると思うし。500万円から——もともと私は、500万円とか400万円というのはさしたる根拠というのはないわけでしょう。それで、500万円か400万円下げたことによって、何らかの支障があるかということについて今、お答えにならなかった。

恐らくないからだと思うんです。だったら、400万円を300万円にして、あるいは200万円しても、100万円にしても、ゼロにしても、支障は私はないと思うんですけどね。

その辺どうですか、もう1回。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

今後につきましても、県の同和対策推進連絡協議会での協議等を踏まえながら対応については考えてまいりたいと思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

あんまりこれを、議論をあんまり長くするつもりないんですけどね。

もう1点聞きたいのは、一番の問題というのは、同和、ここにお金出すこと自体が問題なんやけどね、その補助金の、何ちゅうのか、性格ですよ。

運営費補助金、事業費補助金というのがあって、佐賀市は事業費補助金でやっているんですね。これ、この前も議論したと思うんですけども、その補完的役割を果たしている、その中身はいったい何なのかって言った時に4つぐらい言われたわけでしょう。

本来ならば、その4つの事業に対してきちっと精査をして、それが本当に有効なのかどうなのかっていうことを調べてみて、それに対して補助金を打ち切る。これは普通、補助金の申請に当たっては全部やっているわけでしょうが。そうやって、補助金が妥当かどうかちゅうのを決めてるはず。

だったら、この全日本同和会に対する補助金についても、やっぱり、そういうふうにするべきだと。県は県としてやってもらっていいんですけどね、市は市としてそういった方向に持っていくということが必要だと思うんですけども、それについては、どうですか。

この質問は初めてじゃないんですよ、去年もしてるわけですよ。いかがですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

同和問題の解決というためには、やはりそれを解決のために活動されております団体との連携、かかわりが重要というふうに思っておりますので、この問題については行政はもちろん対応も進めなければなりません、行政だけでは難しい部分が多々あるということで現在、全日本同和会が推進されております早期解決のための運動等及び活動方針が適切であるという判断のもとに、我々は、行政の差別解消のための施策とも合致するということで、支援が適切である運営補助を含めて適正であるというふうに考えております。

尼寺省悟委員

いや、あのね、あなたがそういう答弁をするからね、また言いたくなるったいね。

私は、そういう質問をしているわけじゃないでしょう。なぜ、その補助金を与えるかどうかの質問をしているわけじゃないです。

そうしたら、なぜ補助金を出すのかと言ったら、今みたいな答弁でいいんですけど。そういった質問じゃないわけでしょうが。そうじゃなくて、なぜ事業費補助、ね。与えるならば何でせんのかと、そういった検討もすべきじゃないのかと。

一括して、運営費補助金ということで、全日本同和会でばあーと500万円とか400万円とかね、根拠もない補助金を与えるよりは、あなた方が言う本当に補完的役割を果たしていると、今言ったようなことを言われるならば、その事業費に対してきちっと精査をして、それに対

して補助金を出すと、そういうやり方に変えたらどうかと。

もちろん、すぐやれとは言わんけども、そういった形での検討をやはりすべきだと、そういった考え方はあるのかと、そういう質問です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほども申しあげましたように、やはり運動団体との連携は必要でございますし、考え方につきましては申しあげましたとおり、県の対策連絡協議会との協議も踏まえながら、市としての立場については、今後もそういう位置づけで対応していきたいと思っております。

以上です。（「ちょっと聞いていい」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

県の対策連絡協議会、だったのかな今言われてたのは。その協議も受けてということだったんですけど、先ほどの尼寺委員の話では、佐賀市は、事業費補助、やっていると。

ということは上部団体も含めた連絡協議会、対策協議会は、別に運営費補助でいくべきだっていう考え方を出しているわけじゃないんだよね、今の食い違いが、各市町によって違うっていうことは。

だから、その補完的役割っていうのは聞き飽きたけん、それはそれとしていいとしても、補助金の出し方っていうのは、事業費補助をやっているところもあるんであればそれは鳥栖市がじゃなくて、連絡協議会でそういう方向性が決まってるっていうわけじゃないよね。

だから、いずれにしても対策連絡協議会でどういう議論がなされて、前回500万円が400万円になったのかもよくわからんのだけど、そこはどういう議論がなされて、そうなったかっていう議事録とか、そういうのはあるんですか。

どういう議論がなされて、減額に鳥栖が行き着いたかっていう。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

協議会の中で、日当、旅費等の組み方と申しますか、それについての協議が行われたというふうに聞いております。

松隈清之委員

日当、旅費の組み方、それは、具体的にはどういう意味ですか。日当、旅費の組み方っていうのは。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

予算の中に、そういう旅費等もありますものですから、それらの見直しというか、それらがなされたというふうに聞いております。

松隈清之委員

行政が、鳥栖市がいう補完的役割っていうのがあるとするじゃないですか。その補完的役

割を、その団体が事業として行っているということですよ。

だから、その事業内容の中で、旅費とか、そこら辺について見直しが行われたっていうのは、事業内容に対する見直しが連絡協議会とか、そういうところで行われているのか、あるいは、単価の見直しが行われて下がったのか、それはどう把握されているんですかね。どういう経緯で。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

全体として、もちろん事業の部分もございますし、団体のほうでされておる研修とかの部分の運動の活動という分もございますので、それらの中の旅費等ということで聞いております。

松隈清之委員

ということは、その議論は、鳥栖支部に対しての議論が取り上げられたのか、当然、全県下全部の支部に対して、その見直しが行われたっていうことはわかってあるんですか。

鳥栖支部だけ取り上げて、その上の連絡協議会なのか対策協議会なのか知らんけど、鳥栖支部だけ取り上げて議論したっていうことですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

全体として協議がなされたというふうに聞いております。

松隈清之委員

ということは、よそはわからんけども、それを受けて、よそのところはね、例えば、補助金が運営費補助金なのか、事業補助金なのかわからんけども、よそもみんな減っているんですか、見直しが行われて。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

そこは、確認はしておりません。承知しとりません。

松隈清之委員

休憩挟んであとでも結構ですけども、よそがそういう全県的な協議の結果、予算を減額したかどうかは、10分も15分もあれば、聞けばわかると思うんで、それはあとで教えていただけますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

確認はさせていただきます。（「とりあえずいいです。」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

資料としてじゃなくて（「いいえ、教えてもらえればいいです。口頭で結構です」と呼ぶ者あり）口頭でいいですか、はい。

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

当初予算主要事項の5ページの、障害者福祉計画策定事業のところなんですけれども、まず、アンケート調査をされるということで2,000世帯、鳥栖市に何世帯あって2,000世帯されるのか。この2,000世帯全員のアンケートを回収することで進められているのか、一つ。

もう一つ、予算額で、委員長と委員でありますけれども、どういう選任、選定、選出されているのかを教えてくださいなんですけれども、お願いします。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

先ほどの御質問ですけれども、対象者といたしましては、身体障害をお持ちの方につきましては、全体で、平成25年度で2,799名になります。

また、知的な障害がある方につきましては474名、精神障害のある方が358名になります。そのうちの2,000名を抽出いたしまして、アンケートを行うような形で考えております。

ちなみに、今回の障害福祉計画で言いますと、大体4割から5割ぐらいの方がアンケートに答えていただけるというふうに考えております。

以上です。

済みません。

続きまして、委員会の委員長の選定ですけれども、障害者福祉計画の第1回目の策定の委員会の中で、皆さんの中から委員長を選定する形の会議をしたいというふうに考えております。

以上です。

飛松妙子委員

まず、アンケートのほうなんですけど、2,000世帯って書いてありますけど、2,000名ってことですね。

それで、4割の回答を得られればってことだったんですけど、2,000名のうちの4割っていったら800人になると思うんですけど、アンケートを返してくださる方が、っていうのは結構、何と言うんですかね、回答を返せる方かなという。

逆に、返せない方が、とても重要なんじゃないかなっていう気もするんですけども、その点が1点と。あと、その委員の中から選ぶということなんですけど、その委員会はどのような方が対象でされているのか教えてください。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

このアンケート調査につきましても、当然、状況によりましては返せない方がいらっしゃるというふうに考えておりまして、そういう方の意見を酌み取るために障害者福祉事業所を数件、ことしでいうと10件とか回りまして、そういうところから通常の障害をお持ちの方に

かかわっている方からの御意見とかも聞いたりとか、あと、就労関係の事業者に聞いたりとか、そういうことも合わせてさせていただいております。

策定委員につきましては、医療機関から出していただく分と、障害者福祉団体の知的障害、精神障害、身体障害から満遍なく出していただけています。

また、あと地域からの代表という形で、区長会さん、区長会からと民生委員会からも出していただいているところであります。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほどのアンケートなんですけど、やっぱり4割の800名だと2,000人に対してちょっと少ないかなって、やっぱり返さない方っていうのがすごく大事なかなと思ってますので、できれば100%を目指してほしい。でも、この期間が短いんですよね。来年の1月にはパブコメしないといけないって、この期間の中で、やっぱりこう、目標を持って取り組んでいただきたいし、そうしないとせっかく組まれた計画が、やっぱりよりいいものにならないんじゃないかなって感じがしますので、そこをぜひお願いしたいと思います。

すいません、ありがとうございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

飛松委員おっしゃる部分、やはり多くの方の意見を聞いて計画はつくったほうがいいという御指摘だろうと思っておりますので、我々もいろいろ障害者の協議会がございます。その中でもお話はさせていただきますし、そのアンケートも含め、いろんな場面でお話が、現在も聞いておりますが、さらにこういう計画をつくるということで、そういうお話もしながら進めていきたいと思っておりますので、努力はしてまいりたいと思います。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

伊藤克也委員

ちっちゃいことなんですけど、14ページ、鳥栖市地区たばこ販売対策協議会っていうふうなことで負担金、書かれておりますが、これはたばこ組合のことなんでしょうか。

平塚俊範税務課長

今言われた、たばこ組合ということですが、それではなくて任意団体として1市4町で、たばこの税収を上げましょうという任意団体をつくっております。そこに対する負担金ということになります。

以上です。

伊藤克也委員

そうしたら、鳥栖地区のたばこ組合とは、また別の団体っていうか、組織があつて、そちらのほうっていうことですね。

平塚俊範税務課長

そのとおりでございます。

伊藤克也委員

わかりました。

それで、この割合っていうのは、その4地区以外もそういったことで、それぞれに負担金ということで出されているんですか。それとも、鳥栖地区に限ってそういうことで協力して、やられているんでしょうか。

平塚俊範税務課長

1市4町ともたばこの売り上げ本数に応じて、同じ率を出していただくという形をとっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ごめんなさい、ちょっと聞き方が悪かったかもしれない。

1市4町以外、例えば、佐賀県のほかのそういったところも同様な形で、やっぱり負担金という形でそういうふうに出されているところもあるんですか。

平塚俊範税務課長

他の地区においても、地区ごとにそういう協会をつくられまして、負担金を徴収し、たばこ販売の促進事業を行われております。

以上でございます。

伊藤克也委員

わかりました。ありがとうございます。

それと別のことでお聞きします。

21ページの敬老会補助金についてなんですが、まず敬老会は、年齢は65歳ということでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

敬老会の補助金の対象になるのは、75歳以上の方になります。

伊藤克也委員

わかりました。

それでごめんなさい、細かいことなんですけど、大体、対象の人数と1人当たりお幾らぐ

らい出されているのでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

来年度につきましては、敬老会の補助金といたしまして、7,500名を見込んでおりまして、1人当たり1,500円の支給を予定をしております。

伊藤克也委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、この上段の20ページの敬老祝金という説明の中で、80歳以上に1,219名、それぞれの90歳とか、100歳とかっていうことであつたんですが、これは、また別個に敬老会補助金とは別個に祝金として送られているっていう認識でよろしいですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

敬老祝金につきましては、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と、こういう節目の年になられた方、御本人にお出しをしておる祝金でございます。

先ほどの敬老会の補助金につきましては、敬老会を実施された団体ですね、自治会とかそういうところにお出しをしている補助金でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、敬老会補助金については、あくまでも実施をしなければこの対象には入らないっていうことでよろしいわけですね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

そのとおりでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

それと19ページに、負担金補助及び交付金ということで、さまざまな助成金とか、補助金とかっていうことで出されてまして、対前年比で見ても、ほとんどかわらない金額っていうふうなことだと思います。

それで、こういう補助とか、助成に関しては、その通年というか、決算をされてそれに基づいて毎年ごとに同額程度の補助とか、負担をしていっているっていうことでよろしいんですかね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

負担金の内容によって違っておりまして、例えば、補助犬飼育助成金とかに対しましては、対象者数によって変わってきます。

また、自動車運転免許取得・改造補助金もそういう形になります。

それと、地域活動支援センターですとか、団体補助金につきましては、例年、大体同額という形になります。

以上です。

伊藤克也委員

その同額っていうのは、あくまでも、その1年間どういった活動をして、決算、どういった支出があったということに基づいて、じゃあ来年度もそういった感じで、同程度を補助をしますよっていう形でよろしいですか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

そのとおりでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、例えば、今後そういった補助金を申請とか、そういったことが考えられると思うんですけども、そういった要綱っていうか、どういった形、それぞれ団体の申請によっては違うと思うんですけども、何かこう、クリアせんばいかん。何かその、例えば、実績を基に、何年も自分たちでやってきた実績を基にして、こういった活動をしていますから補助をお願いをしますというのがやっぱり基本のベースになっていくんですかね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

団体補助金につきましても、例えば、身体障害者体育大会補助金等ありますけれども、こういうものにつきましては、当然、事業を行っていただきまして、どういう形の対象者が何名参加をして、どういう事業を行ったと、そういう形で事業自体を行うことが前提となります。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございました。

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

臨時福祉給付金とか、あと、24ページと28ページの子育て臨時特例給付金、それぞれシステム導入費っていうのがあるじゃないですか、これ、要は今年度もやっているやつで減額したやつで、これって使用料を払うとかっていうのは、あれは生活保護やったけど、これはまた別に、新たにシステム導入費がかかるっていうことですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

これ、平成26年度にシステムとしては、導入というよりもそういうシステムで、給付金事業について行ったと。ですから、単年度で終了する内容の事業でございますので、新たに、またする際には再度契約をして、そのシステムを利用するということから予算を計上させていただいているというところでございます。

松隈清之委員

システム導入っていうのは、その使用料っていう意味、じゃあ。

導入じゃなくて、平成26年度って減額してるじゃないですか。

江寄充伸 子育て世帯支援課長

臨時給付金、それから子育て世帯の臨時給付金も共通なんですけれども、こういう継続的に行われるような事業ではない場合については、その時々パッケージ、業者がつくっておりますシステムパッケージのほうを臨時で導入いたしまして、事業を実施するというようなことで、今回についても昨年同様、導入はしておりますけれども、今年度については、当然、その事業の内容が、昨年度と変わっております。

ですので、システムとしても新たに改修されたパッケージシステムを新たに導入するということで、経費のほうを計上させていただいております。

松隈清之委員

これ、平成26年度の補正で減額されていることとは別に意味はないわけ。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

3月補正で、半分ぐらい減額をしております、委託料についてですね。これについては、システムの部分については、その金額でうちのほう見込んだんですけれども、さらに300万円ぐらいについて、データの入力とかそういう部分も含めてお願いをするという予定で行ってございました。

それで、実際作業に入った時に、その部分を職員でできるということについて判断できましたので、委託するのではなくて職員のほうで独自、独自というか、我々のほうで入力作業をした、というところで減額というふうになっております。

以上です。

松隈清之委員

それとまた別なんですけど、33ページ、保健衛生総務費委託料の幼児健診事後指導事業委託料、発達障害とかの検査でわかったやつあとの、訪問したりしてやるという御説明ありましたが、これは保護者とかに対して、そのあと、それが例えば、幼稚園だとか保育園だとかつながっていくところまで含めて、その後の情報の共有だとか、まで全部つながっているんですかね。

保護者にそれを伝えて、そこでお話して、もう終わりみたいな感じなんですか。

白山淳子健康増進課保康予防係長

先ほどの御質問にお答えいたします。

この相談事業につきましては、1歳半健診と3歳児健診を毎月実施をしておりますが、そのあとに月に1回ずつ、この発達障害の疑いがあるお子さんを対象に、相談会を実施をしているところがございます。

それで、毎月1回実施をしておりますので、その月の相談の中で経過を見ていっているケースもございますし、3歳児健診になりますと、もう幼稚園、保育園に入園していらっしゃるお子さんも多いところがございますので、保護者の方も含めて、保育園、幼稚園の先生とも連携をとりながら、継続して支援をしているところがございます。

以上でございます。

松隈清之委員

ありがとうございます。

小学校になるとまた幼稚園、保育園からの情報が行くんだろうと思いますけれども、やっぱり早い段階で、一番は保護者でしょうけどね。適切な対応をする、あるいはそういう手伝いをしないといけないことだと思うんでね、そこはうまく、向こうが来なくても、より連絡を取ったりして早期に対応できるような環境をつくっていただきたいと思います。答弁は結構です。

古賀和仁委員長

ほかに。

尼寺省悟委員

資料がほしいんですが。資料は今すぐじゃなくてもいいです。

25ページに子どもの医療費ということで2億2,900万円計上されております。この内訳がほしいんです、内訳。就学前、それから小学校、それから中学校やね。それで、その出た根拠ですね。その辺をあらわした資料がほしいんです。

合わせて中学校を、今、小学校を卒業する前までが医療費は無料なんですけど、これを中学校まで、今度の公約の中にもそういった公約を出された方もいらっしゃったんで、そうした場合はどれぐらい必要とするのか、そうしたものを、の資料をほしいんですが、いいですか。

江寄充伸こども育成課長

時期は、いつごろまでに。（「だから、委員会終了までに」と呼ぶ者あり）

委員会終了まででございますか。

古賀和仁委員長

出ますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、委員会終了までをお願いします。

ほかにありませんか。（発言する者あり）

飛松妙子委員

済みません、25ページの――教えていただきたいんですけど、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金、この内容を教えていただいてもよろしいでしょうか。

江寄充伸 子育て課長

中原特別支援学校というところに、障害を持たれている方の放課後、いわゆる放課後に預かっていただくというようなことでの助成でございます。

飛松妙子委員

すいません、対象の学年とか、人数とか何か、時間とかおわかりになったら教えていただきたいんですけど。

江寄充伸 子育て課長

人数は、入所されている方が3人、と一時利用されている方が3人、現在、計6名の方が利用されておりますけれども、申しわけございません、利用時間等がちょっと現在把握しておりませんので。

飛松妙子委員

わかったら、あとからで結構ですので教えていただければ、お願いします。

江寄充伸 子育て課長

後ほど、御報告させていただきます。

古賀和仁委員長

委員会中、ということですね。

いいですか。

飛松妙子委員

時間、どのくらいかかりますか。来週。

江寄充伸 子育て課長

委員会中に、報告させていただきます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

質問ではないんですけど、僕はまだ資料をもらってないんで、質疑は終わらずに、終わ

きょう、どうせ資料出ないでしょう。だから、質疑は残したまま次、いってもらっていいですか。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

– 85 –

平成27年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出とも85億9,886万5,000円となっておりまして、前年度当初と比べまして8億342万4,000円、10.3%の増となっております。

この増の主なものは、歳入では款7. 共同事業交付金、歳出では款7. 共同事業拠出金でありまして、ともに8億円を超える大幅な伸びを示しております。

この主な要因につきましては、市町村国保の財政の格差を調整して、均衡を図るため市町村が一定割合で拠出金を出し合っている行っております保険財政共同安定化事業が、これまでレセプト1件当たり20万円を超える医療費を対象としておりましたのを平成27年度からレセプト1件当たり1円以上、全ての医療費に拡大されることから、このような大きな伸びとなったものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、委員会資料によりまして御説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税の目1. 一般被保険者国民健康保険税及び次のページ、2 ページの、目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と滞納繰越分につきまして、それぞれ見込額を計上いたしております。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料、目1. 総務手数料のうち節2. 督促手数料につきましては、保険税の収納に係る督促手数料を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金のうち目1. 療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用等について、国が100分の32の定率で負担するものでございます。

次の、目2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にして、市町村に交付金を交付いたします高額医療費共同事業に対する国の拠出金でございまして、国の負担率は4分の1でございます。

目3. 特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導事業の対象経費の一部を国が負担するものでございまして、国の負担率は3分の1でございます。

その下の、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金につきましては、節1. 普通調整交付金は、全国の市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するため、一般被保険者分療養給付費に係る保険者負担分の9%相当額が国から交付されるものでございます。

節 2. 特別調整交付金は、災害等により収入が確保できない、また、結核性疾病、精神病に係る療養給付費等が多額であることなど、普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情を考慮して国が交付するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

款 4. 県支出金、項 1. 県負担金のうち目 1. 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業の県の負担分でありまして、県の負担率は 4 分の 1 でございます。

その下の、目 2. 特定健康診査等負担金につきましては、特定健診等の対象経費に対する県の負担分でありまして、県の負担率は 3 分の 1 でございます。

その下の、項 2. 県補助金、目 1. 財政調整交付金のうち節 1. 1 種調整交付金につきましては、市町村国保の財政を調整するため療養給付費等に係る市町村格差を勘案して交付されるものでございまして、主に療養給付費等に充てられるものでございます。

また、節 2. 2 種調整交付金につきましては、国保事業の安定化に資する事業の実施状況、その他国保財政に影響を与える特別の事情を勘案して交付されるものでございまして、市が実施する人間ドック、脳ドック診査事業等の保健事業などの経費に充てられるものでございます。

次に、款 5. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金、目 1. 療養給付費交付金につきましては、退職被保険者とその扶養者の医療費を退職被保険者の保険税と被用者保険からの拠出金によって賄います退職者医療制度に基づきまして、退職被保険者等の医療給付費から退職被保険者等の保険税等を控除した額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

款 6. 前期高齢者交付金につきましては、65 歳から 74 歳までの前期高齢者を対象とした、被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度に基づくものでございまして、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払基金から交付されるものでございます。

次に、款 7. 共同事業交付金、項 1. 共同事業交付金のうち目 1. 高額医療費共同事業交付金、節 1. 高額医療費共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業に基づきまして、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費を対象に、80 万円を超える部分の 100 分の 59 が国保連合会から交付されるものでございます。

その下の、目 2. 保険財政共同安定化事業交付金でございますが、保険財政共同安定化事業は、市町村国保の財政の格差を調整して均衡を図るため市町村が拠出金を出し合い、8 万円を超え 80 万円までの部分の額の 100 分の 59 を交付する制度でありまして、この制度に基づき、

国保連合会から交付されるものでございます。

この事業は、これまでレセプト1件当たり20万円を超える医療費を対象としておりましたが、平成27年度からは、その対象がレセプト1件当たり1円以上、全ての医療費に拡大されることとなっております。

このため、交付金の額は前年度より約8億8,400万円、約2倍の増となっております。また、この事業の原資として歳出の款7. 共同事業拠出金で同額を計上いたしております。冒頭申し上げましたように、これが平成27年度歳入歳出予算の増の主な要因となっております。

6ページをお願いいたします。

款9. 繰入金、項1. 一般会計繰入金のうち事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る繰り入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県4分の3、市4分の1の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れなどでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、1子につき42万円となる出産育児一時金の費用のうち3分の2を一般会計から国保会計へ繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目し、国の財政措置が講じられます財政安定化支援事業繰入金などの繰り入れでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金につきましては、子どもの医療費助成事業の実施により、国庫支出金が減額されているため、この減額分を補填するため繰り入れるものでございます。

1ページ飛びまして、8ページをお願いいたします。

款11. 諸収入の項3. 雑入のうち目2. 一般被保険者第三者納付金及び目3. 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付について、請求した損害賠償金の納付金でございます。

目6. 雑入のうち指定公費負担医療費雑入につきましては、70歳から74歳の方の窓口負担割合の1割凍結の暫定措置に係る国の補填措置でございます。指定公費負担医療費のうち現金給付に係る部分でございます。

次に9ページをお願いいたします。

歳出でございます。それぞれ、実績及び見込みにより計上いたしております。

まず、款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費のうち節2. 給料から節4. 共済費につきましては、国保業務に従事する職員7人分の人件費でございます。

その下の、節9. 旅費から節12. 役務費につきましては、それぞれ国保業務に係る経費を

見込みにより計上いたしております。

節13. 委託料のうち共同電算処理業務委託料は、医療機関からのレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託しているものでございます。

その下の、第三者行為求償事務委託料につきましては、第三者行為による求償事務を国保連合会へ委任して行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

目3. 医療費適正化特別対策事業費のうち節13. 委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため請求内容に疑義のあるレセプトについて、縦覧点検などの二次点検業務を委託して実施し、再審査請求を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

項2. 徴税費、目1. 賦課徴収費のうち節4. 共済費及び節7. 賃金は、国保税の電話催告などに従事する国保税滞納整理補助員の社会保険料及び賃金でございます。

節9. 旅費から節12. 役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知など国保税の賦課徴収に係る事務処理経費でございます。

節28. 繰出金につきましては、国保税の収納等に係る経費等については、県の財政調整交付金のうち2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、滞納整理システム賃借料について、税務課の一般会計に繰り出すものでございます。

その下の、項3. 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

12ページをお願いいたします。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費のうち目1. 一般被保険者療養給付費及び目2. 退職被保険者等療養給付費につきましては、医療機関の窓口で自己負担分を支払った残りの医療費分について、保険者が支払う現物給付分の療養給付費でございます。

目3. 一般被保険者療養費及び目4. 退職被保険者等療養費につきましては、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対し、保険者が支払う現金給付分の療養費でございます。

目5. 審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の一次審査や、保険医療機関等への支払事務を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項2. 高額療養費のうち目1. 一般被保険者高額療養費及び目2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、1カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。

目3. 一般被保険者高額介護合算療養費及び目4. 退職被保険者等高額介護療養費につき

ましては、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものでございます。

13ページをお願いいたします。

同じく、保険給付費の項4．出産育児諸費は、出産育児一時金の支給に要する経費でありまして、その下の5、葬祭諸費は、被保険者の死亡により、1人につき3万円を葬祭を行った者に支給するものでございます。

次に、款3．後期高齢者支援金等、項1．後期高齢者支援金等の目1．後期高齢者支援金及び目2．後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、支払基金へ拠出いたします後期高齢者支援金及び病床転換支援金、並びに事務費でございます。

14ページをお願いいたします。

款4．前期高齢者納付金等、項1．前期高齢者納付金等の目1．前期高齢者納付金及び目2．前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者医療制度に基づきまして支払基金へ拠出いたします、前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

次に、款6．介護納付金、項1．介護納付金、目1．介護納付金につきましては、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を各保険者が支払基金に納付するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款7．共同事業拠出金、項1．共同事業拠出金のうち目1．高額医療費共同事業費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に基づきまして国保連合会に拠出するものでございます。

その下の、目2．保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業の原資といたしまして国保連合会に拠出するものでございますが、歳入の共同事業交付金のところで御説明いたしました平成27年度からの制度改正によりまして、歳入の保険財政共同安定化事業交付金と同様に前年度より約8億8,400万円、約2倍の増となっております。

次に、款8．保健事業費、項1．特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業の実施に要する経費でございます。

主なものといたしまして、節7．賃金につきましては、集団特定健診及び特定保健指導。また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師、栄養管理士などの資格を持つ臨時職員の賃金でございます。

節13．委託料のうち特定健診委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び集団健診を県医師会、また、データ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

16ページをお願いいたします。

項2. 保健事業費、目1. 保健衛生普及費につきましては、年6回の医療費通知の経費及び年4回のジェネリック医薬品通知の経費でございます。

目2. 療養費、節19. 負担金補助及び交付金のはり・きゅう助成費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成するものでございます。

目3. 健康推進事業費のうち節7. 賃金及び節8. 報償費につきましては、生活習慣病予防活動事業に係るものでありまして、訪問指導看護師等の臨時職員の賃金及び生活習慣病予防の講師謝金を計上いたしております。

節12. 役務費及び節13. 委託料につきましては、人間ドック等に係るものでありまして、受診決定通知の郵送料及び医療機関への委託料を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目1. 一般被保険者保険税還付金及び目2. 退職被保険者等保険税還付金につきましては、所得の更正や社会保険加入により過年度還付金が発生した場合の還付金を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

保険財政共同安定化事業交付金ですね。5ページには交付金があつて、15ページには拠出金があつて、一応同額が計上されておりますが、実際は、これを調整することで、言われたように市町の格差の是正を図るということですが。

今回、1円以上というので、全ての医療費に適用するということ、ある意味では事実上の都道府県化ということではないのかなと思うんですが、全ての医療費に拡大することによる鳥栖市への影響を、どうなるのか、これについてちょっとわかりやすく説明をお願いします。

林 吉治国保年金課長

この事業につきましては、都道府県化につきましては、一応、平成30年度からということとなっておりますけれども、これまでこの事業そのものは、都道府県単位で行われておりまして、それぞれ市町村が拠出金を出し合っております、全く県単位の事業でございまして、ただ、この事業によりまして、国保財政の安定化につながるということで考えております。

それから拠出金は、当初予算は、歳入歳出とも同額を計上いたしておりますけれども、鳥

栖市につきましては、拠出金よりも交付金のほうが多くいただいております。これは、医療費が多い市町については、交付金のほうが多いと。逆に、医療費が低いところについては、拠出金のほうが多くて、超過分については、また調整交付金で手当てをするというような措置が講じられております。

以上です。

尼寺省悟委員

今言われたように、医療費が多いところには交付金が多くなると、少ないところについては、拠出金が多いというようなことで調整。それは、全ての医療費ということで、そういった意味で、国保が事実上の都道府県化と、全ての医療費にと。そういった意味で私は言ったんですが、御承知のように3月3日閣議で都道府県化すると、ということで私は今、平成28年度から実施するというふうに聞いておるんですけども。

それと、これが事実と一体化しているんじゃないのかなというふうに思うんですが。ちょっと話飛びますけども、都道府県化することによって、収れんすることによるそのメリット、デメリット、その辺はどんなふうに考えていますか。

私は、都道府県化することは、結果的に後期高齢者と同じような形で……、だって、県のほうが一括して、賦課金といいますか、鳥栖市はこんだけ払いなさいっちゃんことを決めて、それに応じて、鳥栖市が国保税の税率とか決められてくるということで、鳥栖市の主体性がなくなってくると。簡単に言ってみたら鳥栖市は、一般会計から繰り入れをしているけれども、そういったことも全部なると。そのことによって、本当に国保税が安定化するのか、国保税の、市民の税金が下がるのかといったら、その補償もないですしね。

そういった意味で私は、これは納得しがたいんですけども、そういったことを含めてみて都道府県化、あるいは、この問題についてはどんなふうにお考えでしょうか。そこだけちょっと聞きます。

林 吉治国保年金課長

先ほど申し上げましたように、都道府県化に向けましては、全国知事会とか、市長会、町村長会から財政基盤の強化ということで、平成27年度から1,700億円、それから平成29年度からは、後期高齢者支援金分の全面報酬割制度の導入によりまして1,700億円ということで、3,400億円が毎年交付されるようになりますけれども、今回の共同事業化につきましても、財政基盤の安定化のためということでございますので、考えによっては、都道府県化に向けての財政基盤の強化ということは言えないこともないと思います。

ただ、今おっしゃいましたように、都道府県化に向けましては、当初は後期高齢者のような形で、私たちも、保険者が県になるというふうに考えておりましたけれども、国のほうの

ワーキンググループの協議の中で、都道府県と市町村の役割分担につきまして話がされまして、後期高齢者とはちょっと違いまして、当初から保健事業につきましては、それと医療費適正化については市町村が住民と一番近いということで、当初から、それについては市町村がするということになっておりましたが、役割分担の中で資格の得喪とか、そういう資格管理ですね。それから保険給付とか、そういうふうに、かなりの部分を今までの分と似たようなところもするようになりました。

それから、保険税につきましては、おっしゃるように分賦金を割り当てていうことで、こちらのほうで税率等を決めて徴収するということになりますけれども、ただ、都道府県化されますと、今まで、赤字分については、繰上充用でずっとお願いしておりましたけれども、県のほうで一応基金を、もう、今から造成をされておりますので、財政部分については県が責任を持つというのがこの都道府県化の眼目ですので、都道府県化後の財政の主体性は県のほうが持つということになると考えております。

ただし、分賦金がどういう形で今から来るのかということについては、今後協議されますので、平準化とかいろいろ協議はされておりますけれども、その辺については今のところまだはっきりはしておりません。

それから、こういうふうに共同運営的なことになりましたので、保険者についても県と市町村が保険者ということで、市町村もまだ保険者として残るといような形で今話が進められております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あとのことはもういいんですけど、最初の質問ですね。

全ての医療費に拡大することによって、鳥栖市にとってみたら、拠出金と交付金ですね。医療費が多いところについては、交付金多いと、今までも多かったと。これは、全ての医療費に適用されるんだから、鳥栖市はもっと交付金のほうが多くなるという理解でいいわけですね。

大体どれぐらい、今までよりも拠出金に比べて交付金がふえるとかいうのはわかりますか、想定は。

林 吉治国保年金課長

この拠出金につきましては、医療費実績割と被保険者数割と所得割ということで、しておりますけれども、この医療費実績割が50%を占めておりますけれども、この部分が過去3年の医療費の実績によって出されますので、過去3年の医療費によって、その年が、例えば、医療費が、上がったたり下がったりってことは過去3年分の拠出金が、実績が低くて医療

費が高い分については、余計もらえるんですけども、逆に、医療費がぐっと押さえられた場合には拋出超過ということになります。

ただし、鳥栖市については、今までもずっと交付金のほうが多かったんですけども、今後も、私たちの見込みとしては交付金のほうが多いと。それは、医療費の伸びが県内でも、県平均よりは上ですけども、平成25年でも10位ぐらいでございますので、その観点からいきましても県平均よりも上でございますので、拋出超過になるということにはならないというふうに考えております。

その額については、はっきり言いまして、一番多い時でも4,000万円とかありましたけど、それほどまで多いと、医療費の、この分の拡大があっておりますので、そこまで多いというふうには見ておりませんので……、とんとんとは言いませんけれども、よくもらったとしても1,000万円以内になるんじゃないかと、多い時にはそういうふうに、かなり多くの額を交付されておりましたけれども、ただし、先ほど申し上げましたように、これは3年間の過去の実績によって出しますので、その年の医療費がぐっと上がった場合には余計もらうということがありますので。逆に、それがまた先になれば、拋出金のほうにはね返って、拋出金が高くなるとか、そういうような関係にございます。

今のところ、先ほど言いましたように、拋出超過になるというふうには見ておりません。

以上でございます（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

小石弘和委員

11ページですけど、総務費のこの国保税滞納整理補助員、これ、現在何名いらっしゃるわけですかね。そしてこれ、何年からされているんですか。

それから、これ国保税の平成26年度の1月分までで結構ですけど、未納者数と金額はどのくらいあるものかなと、わかれば教えていただきたいと。

平塚俊範税務課長

国保税の普通徴収と特別徴収とあるんですけども、普通徴収の場合、今現時点で79.8%の徴収をさせていただいております。

細かい分については、月次ごとの締めというのはしていませんで、最終年度のときに何名いますよという形になりますので、現時点でそれを出すのはちょっと難しいかと思います。

以上でございます。

古賀和仁委員長

いいですか。（「答弁がある」と呼ぶ者あり）答弁、補助員の分。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

滞納整理補助員の人数ということで、一応3名おまして、常時ってということではなく年間を通して、繁忙期のみに雇っているということでございます。

それで、この分については、県の調整交付金の2種の対象経費になっておりますので、上限の分を雇い入れをして、初期の、納期後の納付し忘れた方について、初期滞納の方について電話催告等をして初期滞納をなくすような形での対策をとっているということでございます。（発言する者あり）

正式には、ちょっと覚えてないんですけども、3年ほど前からだったと思います。正確に申し上げるのはちょっとはあれなんですけど、3年ほど前ぐらいから県の調整交付金の2種の対象経費になりましたので、それを契機に実施を始めたということでございます。

古賀和仁委員長

ほかに。

飛松妙子委員

すみません、先ほど、尼寺委員もおっしゃってたのでお聞きしたいんですけど、1人当たりの医療費って、どのくらい今かかっているんでしょうか。

それで、佐賀県の中でも鳥栖が高いって、さっきおっしゃってましたけど、何点何倍、何て言うんですかね、格差は、市町と比べてどうなっているんでしょうか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

平成26年度がまだ終わってませんので平成25年度で申し上げますと、平成25年度の鳥栖市の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費が40万4,494円でございます。それで、市町村の平均ですね、佐賀県の平均が38万4,422円になっております。

県内20市町ございますけれども、順位といたしましては10位、ちょうど真ん中のところでございます。平成25年度はですね。

ちなみに平成24年度、これは20市町中7位。2年前の平成23年度で申し上げれば、ここも7位、平成22年度で3位ですね。平成22年度以前については、常に上位の1、2、3、ベスト3のほうに鳥栖市の医療費は入っておりました。

しかし、ここ数年で医療費の伸びが少なくなりまして、2年前から7位、7位、10位というふうな形で順位的には下がってきていると。県全体の医療費の伸びに比べて鳥栖市の医療費の伸びが低いことで、順位が10位まで下がってきているというような状況でございます。

飛松妙子委員

済みません、そしたら医療費が高い内容っていうか、何が原因でそんなに高くなっているのか、例えば、糖尿病とかそういうものが、もともとの単価が高いので、そういう患者さん

が多いので医療費が高いのか、その辺で、分析とかされてありますか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

鳥栖市の医療費が今まで高かった要因といたしましては、まず大きな要因といたしましては、国民健康保険の加入者の年齢構成、これは高齢者の割合が高いと、当然、高齢者になりますと有病率が高く、病院にかかる確率が高くなりますので、当然、医療費が高くなります。そういった高齢者の方の割合が多いと。

数字で申し上げますと、鳥栖市の65歳以上の方の割合が35%を超えております。県平均しますと31から32%が県平均でございます。こういうことからいっても、3ポイントほど高いもので、高齢者の割合が高いというのがまず1点。

それと、あともう一つは、病院数、診療所の数ということで、鳥栖市の医療環境がすぐれていると、すぐ近くに病院があるので病院にかかりやすいということと、もう1点は、近隣、久留米市のほうに総合病院ですね、大きな総合病院が多数ありまして、高度医療も受けやすいというようなことで、身近なところにも病院ありますし、悪くなれば高度医療を受けられるという、こういう二重の医療体制が整っているという、医療関係の面で非常にすぐれているということで、鳥栖市の医療費が高いというようなことも考えられます。

以上でございます。

飛松妙子委員

医療費を削減する何か、鳥栖市としてこういう取り組みをしているとかいうのがあったら、ちょっと教えてください。

林 吉治国保年金課長

予算の説明の中でも申し上げましたが、特に、特定健診及び特定健康保健指導ということで、まず、医療費を抑制するためには病院にかかりませんというだけじゃいけないので、うちの課の目標といたしましては、特に今、高齢者が国民健康保険に占める割合多いんですけども、健康寿命を伸ばそうということで、それが結果的に医療費の抑制につながると、そういうことで、単に特定健診、健康指導だけでなく、健康増進課でもいろいろされておりますような事業と合わせまして、まず、重篤化を防ぐということで、特定健診とか健康指導、それから、それについても受診を、特定健康指導を受けてもらうように勧奨訪問などもしております。それ以外には、医療費の通知を年6回。

それから、ジェネリック医薬品の通知も年4回出しておりますし、今度からは、ジェネリック医薬品の通知につきましては、項目を6薬効を12にしまして、対象者も年60人ぐらいでしたのを850人と……、年じゃなくて1回につきですね。

それから、500円以上だったのに200円以上ということで対象枠を広げて、より多くの方に

ジェネリック医薬品についての差額通知といいますか、そういうことでお送りして、そういうものを合わせて医療費適正化に取り組んでいきたいと。まずは健康づくり、というふうに考えております。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

今の課長に、補足をいたしまして、先ほども課長申し上げましたように重篤化と、重症化、これが医療費を抑制する大きな要因になってきます。

入院と外来というのを医療分析で比較しますと、1件当たり入院した場合は55万円ほどかかります。ただ、外来の場合は1件当たり1万5,000円程度で済みます。

つまり、1人の人が入院しなければ55万円浮くと。ですので、重症化して入院する前の段階で抑えるというようなことに着目をしまして特定健診等で情報を得て、もう、今すぐにも倒れそうな方、ハイリスク者というふうなことで私ども呼んでおりますけれども、血压、血糖、脂質等で異常のある方については、特に、訪問指導を行って倒れないように、入院とか重症化しないようにハイリスク者への訪問指導というのを重点的に行っております。

したがって、医療費を抑制するのに病院に行くのではなく、重症化を予防すると、極端な話、鳥栖市の場合は、筑後川を渡らないというようなことを目標に行っておるところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

よくわかりました、ありがとうございます。

先ほど、レセプトを、ジェネリックとかの、されるということでお聞きしましたが、今、レセプト明細だけのデータではなかなかその、もっと医療費を抑えようと思ったら、そこまでの分析がなかなかしにくいということもお聞きしてまして、広島県が画期的なデータヘルスの分析をして、医療費の削減が、呉市で、あそこは22万人ぐらい人口がいて、医療費もやっぱり40万円ぐらい1人かかっていたのが、1億4,000万円ぐらいの削減ができて、廿日市市も、あそこは11万人ぐらい、鳥栖市の1.5倍ぐらいのところでも6,000万円ぐらい医療費が削減できたっていうことでありましたので、鳥栖市もそういうデータ分析のことを考えたほうがいいのかなという、すごく取り入れてくださって、重症化をやっぱり防ぐっていうのがすごく大事ななあと思いますので、また、ぜひ力を入れて医療費の削減をしていただければと思います。

御答弁は……、ありがとうございます。

林 吉治国保年金課長

データ分析ということでは、それをより生かすということで、今、国保連合会の支援を受

けまして、国保にはKDBというシステムがありますけれども、データヘルス計画を作成をいたしております、年度中には作成はできると思いますけれども、より、今までの計画よりも綿密なということで、これは、全ての保険者がするようになっておりますけれども、そういうような取り組みをしております。

それから呉市のお話、出ましたけれども、県のほうでもつい先日、呉市の課長さんと呼ばれて研修会をされましたので、そちらのほうにも出席しておりますので、他市の例についてもよく研究していきたいと思います。

以上でございます。（「ありがとうございました。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

今の医療費に若干、関係あるかもしれませんが、16ページの療養費で、はり・きゅう助成費についてお伺いいたします。

恐らく、はり・きゅうとかでそういった施術をすることによって、例えば、整形外科に行かなくて済むとか、そういった抑制に効果があるのかなっていう気もしているんですけども、実際のところその辺の相互関係っていうか、その辺はどう理解をされているんでしょうか。

林 吉治国保年金課長

この、はり・きゅうの施術といいますのは、マッサージとかと一緒に、自由診療の中のはり・きゅうのということでございますので、医師の指示によるはり・きゅうの施術となりますと、医療費の療養費の中に入ってきますので、その部分については、ちょっと違うと思いますけれども、はり・きゅうの助成をしておりますのは、やはり健康づくりということで、少しでも健康づくりに役に立てばということでしておりますので、そういう意味で助成費を出しております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、病気になる前に、健康のために役立ててほしいということというふうに理解をさせていただきました。

1回につき1,000円ということで、先ほど御説明があったんですが、一個人につき、例えば、年間に何回まで限度があるのかとか、そういったのはもう取っ払って何もなくても、行きたいだけ行っていただいて、健康づくりに役立てていただきたいというような方向性で今、

林 吉 治 国 保 年 金 課 長

伊藤克也委員

古賀和仁委員長

飛松妙子委員

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

脳ドックの場合が約5万円ほどかかりますので、2万5,000円ほど助成をしております。

飛松妙子委員

古賀和仁委員長

ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

– 99 –

古賀和仁委員長

次に、議案乙第11号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

林 吉治国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第11号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明をさせていただきます。

説明は、委員会資料によりさせていただきます。

平成27年度後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出とも7億3,609万4,000円となっておりまして、前年度当初と比べまして349万7,000円、0.5%の微増となっております。

この主なものは、歳入では款3. 繰入金、歳出では款2. 後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、要因といたしては、低所得者に対する保険料軽減の拡大に伴いまして、軽減分を補填するための公費負担である、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増が挙げられるところでございます。

次に、歳入、歳出予算の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1. 後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の77.5%を占めております。

内訳といたしまして、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料、節1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給額が月額1万5,000円以上、年額にしますと18万円以上の年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収納額でございます。

次に、款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費など後期高齢者医療事務に要する経費及び広域連合の一般会計共通経費などに対する佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金につきまして、それぞれ一般会計から繰り入れをするものでございます。

その下の、保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして県が4分の3、市町村が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきまして、一般会計から繰り入れをするものでございます。

19ページをお願いいたします。

款5. 諸収入のうち項2. 償還金及び還付加算金、目1. 償還金、節1. 保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付金が発生したものを県広域連合から受け入れる

その他につきましては、それぞれの収入を受け入れるため、頭出しなどを計上いたしております。

歳出でございます。それぞれ、実績及び見込みにより計上いたしております。

項 2. 徴収費、目 1. 賦課徴収費につきましては、納付書や各種通知など賦課徴収に係る事務処理等に要する経費を計上いたしております。

この負担金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入で御説明いたしました一般会計繰入金などを広域連合に納付するものでございます。

款 3. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより、過年度還付金が発生した場合の還付金等を計上しております。

古賀和仁委員長

ありませんか。

質疑を終わります。

古賀和仁委員長

本日はこれをもって散会をいたします。

– 101 –

平成27年 3 月 9 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

〃 地域づくり係長 犬丸 章宏

〃 参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

税務課長 平塚 俊範

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

〃 課長補佐兼市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

こども育成課長 江寄 充伸

〃 子育て支援係長 田中 大介

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

市民福祉部関係議案審査

議案甲第1号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第5号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第6号 鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例
の一部を改正する条例

議案甲第7号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開議

古賀和仁委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

先週に引き続き、市民福祉部関係議案の審査を行います。

議案の審査の前に、先日、資料提供の要望があった部分について、それぞれ資料をお手元に配付しておりますので確認をお願いいたします。

それでは、執行部より資料に対する説明を求めます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

お手元に、生活保護費の予算の状況について、資料を配付させていただいております。

上段の部分が、本年度、平成26年度の当初予算から今回、3月補正で決算見込みをさせていただいております分の額と増減の状況。それから下段の部分が、平成26年度と平成27年度当初の比較を、それぞれ内訳をさせていただいております。

H27、新年度予算につきましては、本年度の決算見込みの額を参考に今回、組みさせていただいております、総合計で8億1,060万円という形でお願いをいたしております。

それで委員長、合わせまして、同和対策推進連絡協議会からの補助金削減状況についての御報告をさせていただきたいと思います。

同和対策推進連絡協議会の構成自治体の補助金削減の部分につきましては、各構成自治体等の状況により、さまざま異なる事情等もございますので、私どもとして詳しく言及することについては控えさせていただきまして、補助金の他の自治体の削減の状況といたしましては、大体60万円の範囲内で削減がなされておるというところで、御報告とさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

以上です。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

松隈清之委員

先日、同和対策推進連絡協議会で議論がなされ、減額になったと、本年度。当初で減額がなされたということでしたので、協議の結果、他自治体ではどれくらい減額になったのか、ということをお尋ねいたしておりましたが、今の御説明によると、それぞれの事情があるので言及することができないということでした。

個別の事情というのはもちろんあるでしょうし、だからここはこういう事情でこんだけ減

りましたっていう細かな内容は別としても、予算自体は今、およそ60万円ぐらいで減額をされているっていうことだったので、各自治体が、幾らが幾らになったっていうのは言えますよね。

その、個別の事情に触れなくてもいいんで。それは、わかってあるんですか。各自治体が、幾らから幾らになったっていうのは。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

大枠として、お伺いしておりますので、それぞれ、構成自治体のお考えもあるということです。鳥栖市としてそれらの、実際のところの金額についての言及は控えさせていただきます。と思っております。

松隈清之委員

基本的には予算なんで——うちもそうですけど——公開されてますよね。だからその、調べようと思ったら私も多分調べられるんですよ。

ただ、その調べられる程度の内容のことがお答えできないっていうことですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

それぞれの自治体のお考えもありますので、鳥栖市としての言及は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

松隈清之委員

それぞれのお考えまで含めてよそがね、例えば、佐賀市さんはこういう考えだから、幾らが幾らになりましたとか。唐津市さんは、これこれこういう考え方でこうなりましたっていう、その個々の事情まではね、よその事情なんで説明しろとは言いませんけども、予算額っちゅうのは、もう公表されているので、それは調べようと思ったら私も、当然、執行部もわかる話ですよ。

だから、この推進連絡協議会の中でどのような議論がなされて、その議論の結果、それぞれの自治体が、幾らが幾らになりましたっていう程度のことは、特に、何も個別の事情を細かく説明しろというわけではないんで、言えなくてはいけないんですよ。

言えなきゃいけないはずなんです。部長どうですか、これが言えませんか。

篠原久子市民福祉部長

先ほど、橋本次長のほうも申しあげましたように、推進連絡協議会のほうで、それぞれ旅費等についてなどで、その辺を統一的な協議をしたところではございますが、その後は、各自治体のほうで、またいろんな対策のほうをしたところではございますので、私どもといたしましては、他市のことについては、言及は差し控えたいというふうに思っているところで

ざいます。

以上でございます。

松隈清之委員

ほかの事業なんかでも、他市ではどうですかという質問を我々はするんですよね、ふだん。それで、今言われたような答弁は、されたことが多分ほかのことではないですよね。

これ以外の予算に関して、他市の状況について質問したら普通、執行部は答えられますよね、部長。ふだん答えますよね、他市のことについては言えませんか御答弁されますか。

篠原久子市民福祉部長

できる限りお答えをするというところでは、しておるつもりでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

だから、そのできる限りっていうのが今回できない理由がよくわからんのですよね。

だから、個別の事情をね、全部説明しろって言っているわけではないんですけど。何で、これ聞いているかっていうと、本年度500万円から400万円になりましたと。我々も、それぞれ委員さん考え方違うかもしれんですけども、この件に関しては、議論を続けてきたとこで、その500万円から400万円になったっていうこともね、根拠も含めてお尋ねをされているわけですよ。

その根拠となるところが、この同和対策推進連絡協議会っていうことであったので、本来、こういう協議会での議論が……、何ですかね、そこまで重要なのかどうかはよくわからんですけども。

ここが、減額の根拠となっているという御説明だったんでね、その減額の根拠になったここが、どういう議論をして、他市がどういう対応したかっていうところを聞かないと、減額された根拠もよく見えてこないんですよね。

そもそもこれ、構成はどういうふうになっているんですかね、これ。同和対策推進連絡協議会、どういう構成でできているんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

各自治体の中で、全日本同和会等の支部がある自治体を含めたところでの構成になっております。

松隈清之委員

全日本同和会の支部があるところの、その支部の役員さんとかの集まりですか、それとも、自治体の担当者の集まりなんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

自治体での集まりになっております。

松隈清之委員

ということは、全部これは、自治体の担当者のみの協議会ということで理解していいでしょうか。そこはもう、自治体の職員しかいないと思っていいですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

協議会には、職員のみが参加しております。

松隈清之委員

ということは、要は、同和対策に関して、県内である程度統一的な方針を取ろうという趣旨でつくられている協議会っていうふうに理解していいですか、この協議会自体は。

その目的っていうのは、どういう目的なんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

同和問題、同和差別に対しての、その解決に向けた協議をしていく場となっております。

松隈清之委員

これ、構成する自治体は——佐賀県10市10町か——ありますけれど、どこがここに入っているんですか、この協議会の中に入っている自治体は。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

県を含めた、支部のある自治体ということでございます。

松隈清之委員

構成する自治体、その佐賀県が一つ入っているということですね。

それ以外の自治体は、個別に挙げられませんか、どこが入っているかっていうのは。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

10市10町のうちの6市と。1支部が、1支部と申しますか、6市のほうで構成されております。

松隈清之委員

先ほどの御説明だと、これ全日本同和会の支部があるところの自治体の担当で構成する協議会ということですよ。言うたら、これも調べればわかる、どこが……、何市かね。

例えば、鳥栖市があるわけじゃないですか、佐賀市があるわけじゃないですか。言っていたら全部言える話ですよ。

やっぱり、これも言えないですか。そんな、ブラックボックスに触れているつもりはないっちゃけど、ここら辺は。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

6市でございまして、残りは、佐賀市含めまして、鳥栖、唐津、伊万里、鹿島、多久とい

うふうになっております。

松隈清之委員

ありがとうございます。

多分、同和問題っていうのは、ないことが望ましいし——ないことじゃなくて、差別の問題はないことが望ましいし、そういう対策はとらないかんと思うんですけど、いわゆる、同和問題であつたり、人権問題であつたりという取り組みであれば、多分10市10町全部入って議論すべきだと思うんですよ。

ただ、この推進連絡協議会というのは、言われたように全日本同和会の支部があるところだけ、県も含めてね、ということだということは、言うたらこの団体に対して、統一的な対応をしよう。

言ったらこう、あそこはこうで、ここはこうで、みたいな話にならないようにしましょうみたいな意味合いでつくられているんですか。それとも、この県と6市だけで、同和問題に取り組もうという趣旨でつくられておるんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほど申し上げました同和問題の、同和差別の解決を目的としております。それで、そういう関係団体との連携を図っていくというところでございます。

松隈清之委員

ということは、4市10町では同和問題が存在しないと、この協議会に入らなくていいぐらいに同和問題がないというふうに考えているから入っていないんですか。

恐らく、そうじゃないと思うんですよ。今、この構成団体を見る限り、いわゆる、同和団体に対して、県あるいは市がね、やっぱり統一的に対応しようという趣旨で——はい、そうですかちや言われんかもしれんけれども——つくられているんだろうと推測をするわけです。

そしたら、ここの議論っていうのが、やはりどういう議論がなされているかっていうのが、この間は、尼寺委員からは、鳥栖市の補助金だから鳥栖市で決めればいいじゃないかという御意見もあったけども、こういう協議会をつくられているっていうことは、ここの協議会の議論というのは非常に、多分重要だと思うわけですよ。

今回、今年度ですよ。うちも含めて他市でも減額はされている、これを見る限りされていると思うんですけども。これは、例えば、平成26年度の当初予算で変わっているっちゃうことは、平成25年度以前にされている議論ですよ、そういう議論というのが。

これは、毎年そういった議論がされているんですか。

僕が聞く限りでは、鳥栖市の補助金の減額っていうのは、かなり長いことなかったと思う

んですけれど。この、対策推進連絡協議会っていうのはいつつくられて、議論の頻度はどういうふうにやられているんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

設立時期は、今すぐは承知しておりませんが、議論については当然、同和差別の解決に向けた協議、議論が行われております。

それで、補助金等については、その時に、平成25年度等に行われた経過だと考えております。

松隈清之委員

平成26年度は、この協議会は行われましたか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

協議会の開催はあっております。

松隈清之委員

この協議会で、平成26年度に議論されたテーマというのは何……、何回、平成26年でいいですけど。平成26年度に何回開催されて、どういうテーマで話し合いをされてるんですかね。

ふだんも、要は今の話だと、毎年ずっと話し合いはあっていると、ただ、平成25年度に補助金の話があって、平成26年度に各市対応されたということなんでしょう。

それ以前、あるいは平成26年度は、どういうの頻度で、どういうテーマを話されているんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

テーマとしては、先ほども申し上げましたように同和の問題解決に向けた啓発活動等がございますし、それに向けた周知等を含めたところでの協議を必要なときに行っておるということでございます。（「頻度は、頻度」と呼ぶ者あり）（「何回」と呼ぶ者あり）

必要なときに行いますので、その時々で異なるということでございます。

尼寺省悟委員

もともとこれ、私のほうから500万円から400万円に減ったと、何でかということについて、今言われた同和対策推進連絡協議会で開いて、そこで旅費等について減らしたと、その結果100万円減ったと、そういう話やったですね。

実は、事業費補助の件でこの前話した時に、2012年の3月か、3月に佐賀市は、佐賀市はよ、それまでの同和団体への運営補助金は廃止して自立支援事業費補助金として、前年の1,292万円から646万円に半減させた、これは、あなた方は知っている。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

承知しておりません。

尼寺省悟委員

承知してないこと自体がね、ちょっと私、大変な問題と思うんやけどもね。

それは、法外な補助金を出すべきでない、いきなり全廃できなくても啓発事業など限られた事業費の補助にすべきだということで、こういうふうにかえたわけたい。

少なくともこれは、あなた方の話によると、先ほどの同和対策推進連絡協議会で議論されたその結果として、佐賀市がこうしたということではないんでしょう、ないんよね。いかがですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

承知しておりません。

尼寺省悟委員

ということは、佐賀市でこうした、さっき私が言ったように、鳥栖市の補助金といたら少なくとも同和対策推進協議会でやってもいいんやけども、そこでできなくなったら鳥栖市として判断して、そうすることはできるわけです。佐賀市もやったように、ね。

同和対策推進、何か、うにやうにや……、ようわからん話があったと思うんやけども、だから、少なくとも私は、佐賀市でこういった形で半減しているんだから、そういった例、すぐ行けば、聞けばわかることだから、そこでちゃんと行って、話を聞いてみて、ああ、こういうことかということやったら鳥栖市だって、そういったことは、私はできるはずだと思う。

それをね、今の話では承知もしていないということは、私は極めて怠慢だと、行政のね。少なくとも、やっぱりそれは検討すべきだと思うんやけど、いかがですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

協議会の中での議論を今後も踏まえていきたいというふうに思っております。

尼寺省悟委員

だから、協議会だけでは済まされんから言ってるわけですか。

だから、よそではそういった形で、きちっと啓発事業に絞った形でやって、結論を出しているわけよね。

少なくともあなた方は、口を開けば費用対効果、あるいは補助金について精査すべきだと、必要ではないものについては省くべきだと、財政多難の折にね。そういったことを言って、全ての補助金に対して精査しているわけでしょう。

どうしてそのね、これは、これだけは精査しないのかと。私は、全日本同和会の補助金は全廃すべきだと思うけども、そこまで行かないとするならば、必要な事業に限定して、絞ってこれが本当にいいかどうかといったことは、鳥栖市だけでも私はできると思うんやけど。

もちろん全体として、県全体として同和対策推進協議会で、やるべきことはやってね。そ

して、佐賀市のように、それはそれとして別個の段階で、これはこれとしてちゃんと行政のほうで検討すべきだと思うんですけども、部長いかがですか。今の件については。

篠原久子市民福祉部長

繰り返しとなるようなんですけれども、今年度、補助金の減額ということになりましたのは、やはり同和対策推進連絡協議会において協議をし、統一的に旅費等、日当、旅費等の見直しの検討をした結果、平成26年度は100万円の減額というふうになったというふうに思っております。

そこで、今後も、この同和対策推進連絡協議会での協議等を踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので。

以上です。

尼寺省悟委員

私は、そこで議論することは当然必要で、それはそれでやっていいけども、それとは別個に、鳥栖市としてやれることはあるはずだと、佐賀市がやったような形でね。

鳥栖市がそれほど裕福であるならば別やけどもね。お金があり余って、天から降ってくると、何に使ってもいいと言うんやったらそれはいいかもしれんけども。

そうじゃなくて、ほかの補助金は、本当に削減しているわけでしょうが。そういった中において本当これだけがね、別格だというのは、私は全くもっておかしいし、だから、それはそれとして、鳥栖市の中において、補助金のあり方については、ブラックボックス——いや、聖域を設けないでやるべきだと思うんですけどね、いかがですか、もう1回。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほど申し上げましたように、協議について、協議会等での議論を踏まえて今後も対応していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

松隈清之委員

今年度ね、今年度、減額をされたじゃないですか。これは、平成24年度中だか、平成25年度だか、あるいはそれ以前からこの補助金について、その対応をどうしようかっていうテーマを鳥栖市なり、よその市が挙げられたから、そういう議論がなされ——それが1年なのか、何年かかったのかわからんけども——それで平成26年度の減額に至ったんですかね。

この推進協議会で、今回、旅費の見直しで減額されている分というのは、いつから議論されて、いつ結論が出ているんですか、これ。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

平成25年度の議論の中で、そういう見直しの結論が出たというふうに思っております。

松隈清之委員

平成25年度に始まって、平成25年度に結論が出たと思っていいですか。

篠原久子市民福祉部長

平成25年度に、先ほど次長のほうが申し上げましたけれども、それこそ適宜協議してってということで、平成25年度で詰めたところで協議をしたところでございます。

松隈清之委員

適宜協議をして平成25年度に詰めたということは、じゃあ平成26年度は、何かその適宜協議の中に、その補助金に対してどうするっていう、それぞれの補助金に対しての議論というのは平成26年度はなされましたか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

平成26年度の中では、そういった議論は行われておりません。

松隈清之委員

この対策推進連絡協議会っていうのは、さっき説明あったように団体の支部があるところで構成されているわけですね。それを見る限り、広く、同和問題を取り扱うといっても対象が限られているわけですよ。県と10市10町でつくられているわけではないので。

そうすると、そこの団体に対して、それは事業内容も含めてですよ、どういう事業であるとかに対しての対応っていうのが基本的にあるはずだと思うんですよ。それが、協議会の設立目的とは言わんけども、それも一つの大きな目的にあると思うわけですよ。

それで、ただ、さっきの話では、次長は御存じないと言われたけど、それは多分、以前の話だから知らないだけで、事業補助なのか団体補助なのかっていうのは、もしかしたらその当時の担当者、知っとるかもしれんわけですよ。知っとるかもしれんわけですよ。

で、こういう団体があって、統一的に対応しようということならそれはそれでもいいんだけども、現在は、今回旅費等の見直しで減額されてますけれども、その中に入っている佐賀市は、さっき言ったように事業補助になっているわけじゃないですか。だから、対応も個別でやっぱり違うんですよ。

だから、この対策推進連絡協議会の中で、じゃあ全部、事業補助にしませんかみたいな話っちゅうのは、鳥栖市が持ちかけることもできるんじゃないですか。

だって、どっかが議題出さんと、その議題にならんわけでしょう。鳥栖市として、統一して、佐賀市もやっていることだからと、そういうことのほうが理解が得やすいというようなテーマをして、議論するっていうことはできますよね。どげんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

現状において、我々のほうからそういった議題というところまでは考えてはおりません。

尼寺省悟委員

要するに、景気が良くなった、どうのこうのということで生活扶助が減っているんやったらね、わかるけども、これ、また別の要因じゃないのかなという気がするんやけどもね。その辺のこと、もう少しわからん。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

我々としては、先週、先週と申しますか、委員会の中で御指摘いただいたような相談者に対していろいろ申し上げるのは、支援をどうやってしていくのかという前提、心根で接しておりますので、必要な方は当然、生活保護になっていただきますし、それ以外で対応できる部分については、制度について詳しく説明いたすと。

それで今回、新たな制度も含めまして、いろんな周りの支援を情報提供も含めながら計画もつくって、自立に向けた対応を取るということになると思いますので、最後のセーフティーネットである生活保護法を踏まえながら対応をしていきたいと思っております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

この分について、ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

終わります。

次に、こども育成課から、子どもの医療費についての資料の説明を求めます。

江寄充伸こども育成課長

尼寺委員より御質問がございました、子どもの医療費の当初予算、2億2,900万円の内訳と中学生の通院医療費を助成した場合どの程度になるかと、この2点の御質問だったかと思えます。

まず、1点目でございますけれども、子どもの医療費につきましては、未就学児、それから小学生と小学生の通院、入院、それから中学生の入院というようなことで、表のほうを挙げさせてもらっております。

未就学児につきましては、今のところ現物支給ということでございまして、平成25年度の実績額から本年度26年度の見込み額を約1億6,900万円というような見込みをしております。

それで、平成27年度当初につきましては、同額の1億6,900万円の予算計上をしておりますのでございます。それと、小学生、中学生の医療費助成分につきましては、現在のところ償還払いとなっております。

平成26年度の、本年度の見込み額が約6,000万円というふうに見込んでおりますので、同額の6,000万円を当初予算案で計上しているところでございます。

続きまして、その下でございます。

中学生の通院医療費の推計でございます。

これは、平成25年度の国民健康保険の被保険者情報からの、あくまでも推計値でございますので、正確な数字とは言えませんが、現段階で推計できる範囲の中で試算をしております。

それで、平成25年度の中学生の児童数が平成26年3月末で約2,350名ほどいらっしゃいました。それに対して、国民健康保険に加入されていると思われる中学生が277名程度で、率にして約12%と。

これから国民健康保険での医療費、その2番目になりますけれども、件数としては約1,700件、医療費として1,600万円程度ございました。これから中学生の全体を割り返した場合に、件数として約1万5,000件、医療費として1億3,460万円程度かかるのではないかと。

それで、次の4番目なんですけれども、保護者負担、まあ3割負担と仮定いたしまして4,038万円程度かかるのではないかと。

それから中学生の通院件数、5番目になりますけれども、自己負担額を1件当たり500円として750万円。これを差し引きますと、助成額としては約3,300万円程度必要になるのではないかなというような推計をやっているところでございます。

資料についての説明は以上でございます。

古賀和仁委員長

説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。

尼寺省悟委員

これ、以前も聞いたことがあるんですけども、鳥栖市の場合、以前、県が支援していたのは就学前までの児童であった時に、鳥栖市が償還払いという時で、その時に、未就学児が、要するに償還払いであった時は大体70%ぐらいだと。しているのは、そういうふうに。

今回の場合、小学生の償還払を6,000万円としておるけども、これは大体、償還払いを受けてない、本来ならば、市にすれば受け取ることができるけれども、受けてない人はどれぐらいおるのかというような推計は、できないわけ。

どれぐらいだと、昔は7割というふうなことを言われていたけども。

江寄充伸こども育成課長

申しわけございませんけども、現段階では、そういった数字の推計はできません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それでほら、下のほうに中学生通院医療費の推計ということで、推計額として3,288万円という形で推計しとるでしょう。

こういった推計値でやってみて、本来ならばこれくらいかかるけども、実際の額はこうだと。だから、割り返して何%だという計算は、私はできるんじゃないかと思うけども、それはできないわけ。

江寄充伸 こども育成課長

あくまでも、この国民健康保険に加入されている方ということでの条件であれば、こういった、あと何割申請されるかわかりませんが、医療費の総額としての額については、今、お示ししておりますような条件であれば不可能ではないと思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

不可能でなければ、あくまでこれ、こういった形の計算方法でやるんだというような条件付きで、私は出していただければと思うんですね。

というのは、何でも、しつこく言うのかというと、実際問題、本来ならば、恩恵を受けるという人がおるのに、例えば、3割しか来てない、5割しか来てないとするならばね、そこはそれで、何らかの解決すべき方向性があるし、知らないから来ないかもしれんし、ほかにね。そういった子を含めてみて、やはりこれはこれで、どれぐらい人が来てないというは一応推計したというのも、出すべきじゃなかろうかなと思います。

そのことによって、何らかの方策が見えてこないのかなと、そういう意味です。

だから、条件つきでいいですので出していただければと思います。いいです。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

この、今あったけど、中学生通院医療費の推計で出てくるやつは、これ3,200万円程度あるんですけど、平成26年度、27年度の見込みからすると、予算化するときにはとてもこんな額は上げんよね、きっとね、多分。

だって小学生が、通院、入院と中学生の入院まで入れて6,000万円ということですね、ですよ。大体、小学生よりも中学生とかのほうが行く、病院あんまりかかんなくなるとかって言われるじゃないですか。

その小学生の通院、入院、6年ですよ。6年の通院、入院と3年、これ、額的には中学生の入院で600万円ぐらいしかついてなかったかもしれんけど、6学年で6,000万円でしょう。

中学校の通院だけで、3学年で3,200万円て多分、もっと多分、実際は少なくなるんですよ。この割合で予算化するとしたら、中学生の通院でどんくらい予算化するんですかね。予算化が必要だと思えば。

江崎充伸 こども育成課長

これは、あくまでも償還払いとしたときに、どれぐらい申請があるかということによって変わってきますので、現段階では、何割ぐらいの方が申請されるというのはわかりませんので、どれぐらいなるかというのは、即答はちょっとできません。

以上でございます。

松隈清之 委員

これ、小学生、通院、入院。中学生の入院も予算化してるってことは、予算化ね。最終的に補正することもあるかもしれんけども、予算化するということは、見込み立てているってことじゃないですか、要は。

実際、実績も含めて見込みで予算化するんですよ。だから、要はこれも、こんぐらいだろうけど、予算化するとしたら見込みでやっぱこんぐらい、するよね、例えば、2,000万円、2,500万円ぐらいかなあとか、そんなのは、見込みとして出せるんでしょう。

江崎充伸 こども育成課長

おっしゃるとおりでございますが、何割程度見込むかということでございますので、それは、5割見込めば約1,600万円程度というようなことになるんじゃないかと思います。

以上です。

松隈清之 委員

ありがとうございました。

以上です。

古賀和仁 委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

この分についての質疑を終わります。

江崎充伸 こども育成課長

もう1点、飛松議員より御質問を受けていた、特別支援学校についての内容で、先日、利用されている数だけ申し上げていましたけれども、その詳細について御答弁のほうをさせていただきます。

まず、入所3名、一時預かり3名、計6名の方が利用されているというふうにお答えをしておりました。

入所につきましては、基本的に1週間、4日以上利用される方が入所扱いというようなことになっているとお伺いしております。

入所されている方について、年齢ですけれども小学3年生の方がお一人、と4年生の方が

それと、一時預かりですけれども、これは不定期的に利用されている方なんですけれども、小学1年生の方がお一人、2年生の方がお一人、と高校2年生の方がお一人の計3人。

それと、土曜日と長期休業につきましては、その開所時間の前後で、クラブと利用者のほうで延長保育も希望があれば実施されているというようなことでございます。

飛松妙子委員

見られる先生は、中原支援学校の先生っていうことでよろしかったですかね。

江寄充伸 こども育成課長

古賀和仁委員長

〔発言する者なし〕

暫時休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前10時59分開議

古賀和仁委員長

引き続き、市民福祉部関係議案の審査を行います。

議案甲第 1 号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

執行部の説明を求めます。

議案甲第１号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページでございますが、条例案参考資料の1ページをお願いいたします。

議案となりました条例につきましては、弥生が丘まちづくり推進センターの新設に伴いまして、名称及び位置を規定するために改正を行うものでございます。

名称は、弥生が丘まちづくり推進センター、位置につきましては、鳥栖市弥生が丘2丁目146番地3でございます。

なお、条例の施行日は規則で定めることといたしておりますが、同センターの工事が順調に進んでおりますことから、担当課といたしましては5月1日に開設をしたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案甲第 5 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

執行部の説明を求めます。

市税条例第17条の改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、鳥栖市行政手続条例の適用除外について条文を整理するものでございます。

以上でございます。

質疑を終わります。

~~~~~

平成27年度は、固定資産税の評価替えのための縦覧期間が5月31日までであることから、第





第4条につきましては、保育料の減免に関する規定でございます。

減免規定につきましては、これまでの本市の保育実施条例に引き続き、災害や保護者の傷病等により急激に収入が減少した場合、また、児童の傷病による休園の場合等に対応しているところでございます。

第5条につきましては、冒頭述べましたとおり児童福祉法の一部改正により、本市の市立保育所の保育料の徴収根拠を規定するものでございます。

なお、新制度による保育料の徴収につきましては、保育所については、これまでどおり市が徴収することとなりますけれども、新制度へ移行する幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業につきましては、それぞれ事業者が直接保護者から徴収することとなります。

施行日につきましては、法の施行日、平成27年4月1日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

何か、ありませんか。

#### **松隈清之委員**

市が徴収しないやつとかで、未納があったときとかって、どんななるんですかね。

#### **江寄充伸こども育成課長**

市が保育料を徴収しない施設については、未納については、その各施設のほうで対応すると、徴収するということになります。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

払うのはそこで払うとしても、もし、払わないっていう人が出てきたときに払わないのか、払えないのかわからんけども、その後もずっと、その施設で対応していくんですか。

#### **江寄充伸こども育成課長**

そのとおりでございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、払わなかったらやめてくださいとかって言えるってことですか。

#### **江寄充伸こども育成課長**

そういうことになるかと思います。

以上です。

#### **松隈清之委員**

今回、保育の必要性とかっていう定義がなくなって、なくなってなのかどうかわからんけ

ども、預けたい人は預けられるということになっただけども、払わない、払えない人に関してはもう、預けたい人は預けられるけども、払わない人は預けられないっていうふうに思っているのかな。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

基本的には、利用される方とその施設との契約ということになりますので、最終的には退園というようなこともありうるかと思います。

以上でございます。

#### **松隈清之 委員**

例えば、市が徴収するケースですよね。市が徴収するケースでも同じように、払わなかったら退園になるんですか。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

基本的には同じように、保護者との契約事項ということにはなりますけれども、現段階では、退園させたケースというのはございません。

#### **松隈清之 委員**

それは、払うという約束なり、時間がかかっても払うということが決まったからとかではなくて、払わないまま卒園するケースもあるということですか。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

そういうケースもございます。

以上です。

#### **松隈清之 委員**

そうすると、いろんな保育施設が今回、申請はできるんだけども、市が徴収する分については極論すると、払わないまま退園することも可能だけども、その施設が徴収するところに関しては、払わないと退園させられるということがあり得るということですよ。

当然、払ってもらわないと困りますみたいな話になれば、そういうことがあり得るということですよ。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

そういうケースもあるかと思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

#### **古賀和仁 委員長**

ほかにありませんか。

ちょっと1点だけ聞きたいんですけども、サービスを受けてた方が今までと、何かこれによって変わったっていうのは何かあるわけですか。





平成27年 3 月 10 日（火）



## 1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和      尼寺 省悟      飛松 妙子      伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

〃 参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

市民課長 塚本 静一

国保年金課長 林 吉治

税務課長 平塚 俊範

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

こども育成課長 江寄 充伸

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

### 議案審査

- 議案乙第1号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第2号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案乙第3号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案乙第9号 平成27年度鳥栖市一般会計予算
- 議案乙第10号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算
- 議案乙第11号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案甲第1号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第5号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例
- 議案甲第6号 鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例  
の一部を改正する条例
- 議案甲第7号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例

〔総括、採決〕

報 告（市民福祉部税務課、国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例（案）の概要

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し



自 午前10時

## 現地視察

## 弥生が丘まちづくり推進センター

至 午前10時40分

~~~~~

午前10時58分開議

古賀和仁委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。



自由討議

古賀和仁委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された甲乙議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

総括

古賀和仁委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら、

議案乙第10号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

古賀和仁委員長

次に、議案乙第10号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手によって採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案乙第11号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

古賀和仁委員長

次に、議案乙第11号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第1号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第 1 号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

古賀和仁委員長

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

古賀和仁委員長

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

古賀和仁委員長

次に、議案甲第7号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する

資料の裏のほうをお願いいたします。

国におきましては、平成27年度の地方税法施行令の一部改正が予定されておりまして、これに合わせまして鳥栖市国民健康保険条例の一部の改正を行いたいと考えております。このことから改正条例の案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

改正は2点ございまして、まず、1点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分でそれぞれ限度額が法令で規定されておりますが、今回、医療給付費分51万円を52万円に、後期高齢者支援金分16万円を17万円に、また、介護納付金分14万円を16万円に、それぞれ引き上げが予定されております。

改正の2点目は、軽減措置の改正でございます。

これは、国民健康保険の低所得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。今回、軽減判定所得の改正は応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正が予定されております。

5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では、基礎控除額33万円に加え、245,000円に国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、改正により国保加入者数に乗すべき金額245,000円を26万円に引き上げる予定でございます。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで基礎控除額33万円に加え、45万円に国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、国保加入者数に乗すべき金額45万円を47万円に引き上げる予定でございます。

このことによりまして、5割、2割軽減の軽減判定所得がそれぞれ引き上げられまして、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期支援分、介護納付金分のおの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

なお、今回の国民健康保険税関係の見直しを盛り込みました地方税法施行令の改正政令は、現在、開催されております通常国会に政府が提出をいたしております、地方税法の改正案の成立に合わせまして年度末に公布され、平成27年4月1日から施行される予定であります。

したがって、議会にお諮りすることが困難なことから、今回の改正に伴います鳥栖市国民健康保険条例の一部改正につきましては専決処分を行わせていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

古賀和仁委員長

それぞれ説明がありましたけど、何か御意見等あれば受けたいと思います。

尼寺省悟委員

この国保の改正、これ、去年も同じようなことがあったんですよね。

これだけの問題を専決処分するということは、私は問題だと思うんですよね。

4月1日が施行日だからということなんですけど、別に通常の審議をして、専決処分しないで、通常の6月ですか、やって、そしてするということは、これはできないんですかね。

林 吉治国保年金課長

先ほど御説明いたしましたように、今回の国民健康保険税関係の見直しを盛り込みました地方税法施行令の改正政令は、現在、開設されております通常国会に政府が提出しております地方税法の改正案の成立に合わせて年度末に公布され、平成27年4月1日から施行される予定でございます。

国民健康保険税の賦課期日は4月1日でございます。前年の所得により賦課がされるわけでございますが、普通徴収に関しての納付書は6月中旬に送付するようになっておりますし、特別徴収の通知は4月中旬から送付するようになっておりますので、地方税法施行令の改正政令の公布期日の関係、ちなみに、昨年は3月31日に公布されておりますが、このようなことから議会にお諮りすることが困難であり、スケジュール的にも間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきたいと考えております。

御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

尼寺省悟委員

これ以上いろいろ言いませんけどね、賦課限度額対象収入は、恐らく600万円とか、500万円とか決して高額所得者でない人が事実上、上がると、ただでさえ高いのに。

だから、必ず国がこういうふうにしたから自治体が全てやるということではなくて、やってないところだってあるんですよね。このとおりやってないところだって。

そういった考え方を鳥栖市が持つならば、さっき言ったように間に合わない、間に合わないということは私はないはずであって、やはりこうした問題といったものは専決処分ということではなくて、やっぱり、ちゃんと審査をしてすべきだと、ということだというふうに意見を申しておきます。

いいです。

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

今の件、ちょっと確認なんですけど、これ、施行令の一部改正に合わせてやらなくてもいいわけ、これ。

林 吉治国保年金課長

賦課限度額の上限は、政令で定められまして、実際には各市町村が、条例で決めることとなっております。

確かに、自治体が引き上げ幅や引き上げ時期を判断することは可能であります、国のほうでは、これまで上限が引き上がった場合には、できる限り速やかに対応するようにと指導をいたしております。これにつきましては、御存じのように国民健康保険は全国的に大きな赤字になっておりまして、それぞれ一般会計なり、基金なりからの補填をしております。本市も繰上充用を行っております、国保財政は大変厳しい状況でございます。そのような関係もございます。

それから、昨年の社会保障審議会（医療保険部会）におきまして、例えば、引き上げなかったときには、何かペナルティーがあるのかというようなことで、大きくはないけれども、何らかの影響があると。実際的には、調整交付金の算定においてかなり影響がございます。このようなことも考慮に入れております。

確かに、財政的に余裕がある自治体など政策的な意味合いも含めまして、賦課限度額よりも低い設定をしているところや施行を1年おくらせるとか、そういうところもございますけれども、全国で見ますと9割を超える自治体が、この賦課限度額の上限に張りついた形での対応をしております、それだけ国保財政は厳しい状況にあるということでございます。

佐賀県でも、市でございますけど、全市が今回の改定に合わせまして、専決処分により上限額を引き上げる予定というふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

松隈清之委員

1番は限度額やけん、その限度額までするかどうかつちゅうのは自治体の判断があつていいと思っちゃけど、この2番たいね。軽減措置なんかつていうのは、施行令が変わったあとに、するせんちゅうのは地方自治体で決められると、これ。

林 吉治国保年金課長

政令都市とかということにかかわらず、政策的な意味で、例えば、賦課限度額を抑えるとか、そういうような判断は、自治体レベルの判断は可能ではございますが、先ほど申し上げましたように、ほとんどの自治体が財政的に厳しい状況から、国の賦課限度額の引き上げの改正があつた場合には、それに対応して引き上げを行っているような状況でございます。

松隈清之委員

ごめん、そういう意味じゃなくて、2番の軽減措置のほう。

政令が変わったときに、上は限度額やけんね、あくまで限度やけん、それ以上はできんやろうけど、その範囲でやる分には自治体の判断でいいっちゃろうけど、2番の軽減措置って

というのは、地方税法の施行令が変わったときに、ここは、その自治体の判断で軽減判定をこれまでどおりにすることと違ってできると、これ。

林 吉治国保年金課長

軽減の判定をこれまでどおりにするということは、住民にとっては不利益になりますので、また、この分の補填につきましては4分の3が県のほうからまいります。そういうふうな関係もございますし、国のプログラム法からの流れで、賦課限度額も上げておりますけれども、そのかわりに国保の構造的に低所得者が多いということで、軽減枠の拡大についても明記をされております。

また、国保財政に対しての財政的な支援の拡大も、今後、順次図られていきますので、これについては、国の改正のとおりで行うようにしたいというふうに考えております。

松隈清之委員

いや、それはわかる。

いや、要は、技術的な問題とかさ、要は、専決すべきかどうかっちゅう話たい。

例えば、1番に関しては、限度額の引き上げやけん、自治体の判断で限度額までしようと、すまいとそれはできるやん。その中身がいい、悪い別として。

2番の軽減措置については、したほうが対象者にとってはね、国保加入者にとってはいいことだけでも、自治体の判断で、それも、別に専決せんでもやれるわけ。

例えば、今年度、4月1日が基準日やけん、もし専決せずに審査したとして、平成28年度からしか軽減はね、できんかもしれんけども、それでも技術的には別にそれは可能ですよっという話なのか、どうなのかっちゅう話たい。

いやこれは、もうせんと上位法が、上位法ちゅうか施行令が変わつとるけん、せんといかんものなのか、せんでもいいものなのか。

林 吉治国保年金課長

これにつきましては、当然、賦課期日が4月1日、先ほど説明しましたように、するなら、もう年度当初からということに当然なります。

それで、これにつきましても、軽減分の中で、市も4分の1補填分で負担しますけれども、これについては、地方交付税の算定措置の中で含まれておりますので、しないということであれば、当然、そういう交付税にも影響します。

先ほど申し上げましたように、やはり低所得者の負担を緩和するというのは、国民健康保険の被保険者にとっては必要なことだと思いますので、これについては、国の法令どおりで行いたいというふうに思っております。

それで、年度的にずらせないかと、そういうような趣旨だと思いますけれども、そのよう

なことについては考えておりません。

以上でございます。

松隈清之委員

ずらせないかっていうか、それができるのかどうかの話やん、単純に。

限度額の話は、要は、国は限度額を決めとるけん、それ以上の賦課はね、できんけども。軽減措置も、その政令が変わったときに、国は政令出しとるから、さっき言ったように交付税の算定とかっていうのはこんだけ軽減されるもんとしてやるけども、やってないんやったらその分減らされますよっていう、だけのことなのかさ。

林 吉治国保年金課長

うちのほうが保険税方式でやっておりますので、地方税法の中で、政令で定めるそれぞれ、基礎賦課分、後期高齢者支援金分、あと、これはちょっと……、これは賦課限度額のことです。ございましたけれども。

軽減分につきましても、国の法令で決めているということでございますので、法律どおりにやるということで、これを政策的な判断でずらすということは、ちょっとできないものだと考えております。

松隈清之委員

だから、できないんだったら、できないって言ってもらったらいいいわけよね。

だけん、それはもう、できんので専決しか、もう技術的に31日の日にね、その政令が出たあとに議会を開催して、議決するか、もう専決しかないっていう選択肢をちゃんと示してくれんと、その専決じゃなくてもいいのにやってないのか。いや、専決をしなければならないのかがよくわからんとよね。

だから、1番についてはわかる。決めているのは限度額だから、やってないところがあるのはわかるたいね。

だからこういうような、専決じゃなくてもいいんじゃないかという意見がある中で、じゃあ例えば、2番は、これ市民の問題やけん、例えば、これだけは専決しますとか。1番は、要は、上げんかったらその分交付税は減るかもしれんけども、それでもいいんやったら専決じゃない方法もありうるとかさ。

オプションがあるのか、ないのかたいね、単純に。

ただ、それを選択したときのデメリットとともも含めて説明してくれたらいいだけの話で。俺がどうしたいとかじゃなくて、単純にどういう選択肢があるかの話。

だから、今の話でいくと、2番はできないと。専決しか方法がない、あるいは、その当日に議決するしかないのかどうかたいね。

林 吉治国保年金課長

賦課限度額については、確かに、政令で定める額を超えることはできないということで、先ほども申し上げたように、判断の余地はございますけれども、軽減につきましては、法令で決められておりますので、これよりも不利益になるようなことを自治体のほうですることはできないというふうに理解しております。

ですから、専決処分で行うというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは、できないっていうのは、すべきじゃないとかじゃなくて、要は、何らかの法に抵触するとかっていう意味でできないって言ってるのか、単純に、いや、もうそれはできませんと。

その日に、議決するか、専決しかもうあり得ませんっていう話で理解していいのかな。

林 吉治国保年金課長

そうでございます。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

尼寺省悟委員

さっき、ちょっと質問し損なったので、だから、結局今の話やったら、1と2を切り離して、簡単に言ったら、自治体の判断で1はどうにもできるんだから、2だけ専決処分すると。1はしないということだって、ありうるわけでしょう。

それと、まとめて言いますけれども、1番の対象世帯、それと、そのことによって国保はどれだけ増収になるのか、それから2番についても、それぞれの対象者と、それと負担額。

これ3つ、まとめてちょっとください。

林 吉治国保年金課長

先ほどから御説明いたしましたような理由から、これを切り分けてすると、例えば、賦課限度額は来年からすると、そのようなことは鳥栖市の方針としては考えておりません。

尼寺省悟委員

する、しないじゃなくて、することはできる、可能なわけでしょう、そういう意味です。

林 吉治国保年金課長

賦課限度額につきましては、技術的に言えば可能ではございますけれども、鳥栖市としてはそのような考えは持っておりません。

それから、影響額でございますけれども、賦課限度額改定による調定額の増加は——これ

は、あくまでも現時点における試算でございますけれども――基礎賦課分で約316万円、後期高齢者支援金分で約253万円、介護納付金分で約278万円、合計で約840万円の調定の増加と、これはもう1月時点での試算ですので正確なものではございません。

それから、影響を受ける世帯数、被保険者数は、基礎賦課分は世帯数が10世帯、被保険者数26人、後期高齢者支援金分、世帯数28世帯、被保険者数75人、介護納付金分、世帯数38世帯、被保険者数67人、を見込んでいます。

ただし、これらの数字には、当然、重複がございますので、この3つを足した数が正確な影響ということではないので、その点については御了解をお願いいたします。

それから、軽減措置につきましては、これは2割から5割に上がる方がいたり、新たに2割になる方もいらっしゃいますので、単純に何世帯というのは非常に言いにくいところがございますけれども、これも1月時点での試算でございますけれども、5割軽減が今の世帯数よりも、医療後期分で約89世帯対象がふえると、介護分で約39世帯ふえると。

2割軽減が、医療後期で約7世帯ふえると、介護分が約10世帯ふえると、これについては先ほど申し上げたように、当然、新たな人、それから2割から5割の方がいらっしゃいますので、単純にこの数字だけでは計りえないところではありますけれども、世帯数、全体の世帯数の比較でいきますと、ただいま申し上げたような数になります。

軽減額につきましては、改正後、2割軽減額は約15万円、5割軽減は約495万円増額いたしますので、全体で約510万円ほど軽減税額が増額するものというふうに考えております。

一番大きいのは、5割軽減がふえるということでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

賦課限度額の対象の所得額といいますか、は、わかりますか。

林 吉治国保年金課長

判定所得じゃなくって、「（いや、1番。賦課限度額」と呼ぶ者あり）賦課限度額ですね。

すいません、まだ、当然、平成26年度の所得が不明でございますので、正確にそれを試算まではいたしておりませんので、申しわけございませんけれども、まだこれから、ちょっと答弁については、資料も持ってきておりませんので御容赦を願いたいと思います。

申しわけありません。

尼寺省悟委員

ほら、医療給付分の対象世帯が10世帯と言われたですね。

私たちは、少なくとも議員はみんな、こん中に入るの10世帯というのは余りにも少ないんじゃないかなろうかと思ったんですが……。まあ、いいです。それはあとで。

林 吉 治 国 保 年 金 課 長

この10世帯の中には、当然、今までの賦課限度額から今度の賦課限度額の間に入ってある方もいらっしゃるわけですね。

全部が、その賦課限度額いっぱいいっぱいになるわけじゃなくて、この中間の間に10人の方が今までよりも多くなるということで、考えていただければと思います。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、資料についての質疑を終わります。



所管事務についての協議

古賀和仁委員長

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了しましたが、これ以外に、当厚生常任委員会の所管事項について、御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際でするのでお受けをしたいと思います。

御意見等ある方は、簡潔にお願いをしたいと思います。

〔発言する者なし〕

ありませんか。

以上で、所管事務についての協議を終わります。

~~~~~

古賀和仁委員長

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了しました。

これにて、平成27年3月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 古 賀 和 仁

